

つくばみらい市男女共同参画計画

平成20年3月
つくばみらい市

はじめに

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題として位置付けて以降、国において第1次及び第2次男女共同参画基本計画に基づく様々な施策が取り組まれてきました。

本市におきましても、地方分権の進展に伴い、市民参画によるまちづくりが一層求められているところですが、幅広い市民の参画を促すためにも、男女共同参画の視点を取り入れていくことが、さらに豊かで活力あるまちを築いていくことにつながるものと存じます。

このため、本市の男女共同参画社会づくりのための基本理念を定めるとともに、施策を計画的、総合的に進めていくために「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定いたしました。この計画に基づき、積極的に男女共同参画社会づくりに取り組んでまいりますが、その実現のためには市民の皆様の主体的な取り組みが不可欠でありますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画策定のため貴重な御意見や御提言をいただきました男女共同参画計画策定委員の皆様をはじめ、市民アンケート等を通じて御協力いただきました市民の皆様に対し、心より御礼申し上げます。

平成20年3月

つくばみらい市長 飯島 善

目次

第1章 ● 計画策定の基本的な考え方

I 計画概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の構成と期間	4

II 計画策定の背景

1 世界の動き	5
2 日本の動き	5
3 茨城県の動き	7
4 つくばみらい市の取組み	7

第2章 ● 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向と施策

基本計画の体系図	9
基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築	11
基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画するための環境の整備	20
基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備	28
基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境の整備	36

II 推進体制の整備

1 市役所における組織の充実	42
2 推進体制の整備	42
3 連携の強化	42

第3章 ● 実施計画

実施計画の重点課題	44
-----------------	----

男女共同参画計画体系表

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築	45
基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画するための環境の整備	49
基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備	52
基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境の整備	54
市職員を対象とした事業	60

● 関係資料

つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例.....	62
つくばみらい市男女共同参画計画策定委員名簿	63
つくばみらい市男女共同参画計画策定庁内検討委員会要綱	64
つくばみらい市男女共同参画計画策定ワーキングチーム要綱	62
男女共同参画社会基本法	67
茨城県男女共同参画推進条例	72
策定経過	75

第1章 ●計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組みが着実に進められてきましたが、今なお解決すべき多くの課題が残されており、より一層の努力が必要です。

21世紀に入り、私たちを取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢化、情報化、国際化の進展、家族・地域社会の変化などにより大きな転換期を迎えています。

このような変化に柔軟かつ的確に対応して、豊かな社会を目指していくうえで、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、大変重要な課題となっています。こうした状況を踏まえ、国では、男女共同参画社会の実現を「21世紀の最重要課題」の一つとして位置づけ、男女の人権尊重が基本理念のひとつとして掲げられた「男女共同参画社会基本法」(注1)を制定しました。

つくばみらい市の将来都市像として掲げている「活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち」を創り育てていくためには、あらゆる分野への男女共同参画が必要な条件となります。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けてつくばみらい市の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定しました。

(注1) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務をあきらかにするとともに、形成促進に関する施策の基本事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年(平成11年)6月23日に公布、施行された。法第2条では、「男女共同参画社会の形成」について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。」としている。

2 計画の基本理念

「つくばみらい市男女共同参画計画」は、次の基本理念に基づいたものとします。

(1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されることが重要です。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度慣行が、性別による役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることから、見直す必要があります。そして、男女が性別にかかわらず様々な生き方を自分の意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、子育てや介護をはじめとする家庭生活を行ううえでの様々な活動について、家族としての男女が協力し合い、お互いに家庭生活と仕事や地域活動などとの両立を図ることができる環境をつくるのが大切です。

(5) 国際的協調

男女共同参画の取組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を進めていくことが重要です。

3 計画の位置付け

(1) 計画は、男女共同参画に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な考え方と施策の基本的方向を具体的に示すものとします。

(2) 計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画推進条例」「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。

(3) 計画は、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野に関連する課題です。そのため、「つくばみらい市総合計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って各分野の事業と整合性を図りながら事業を展開します。

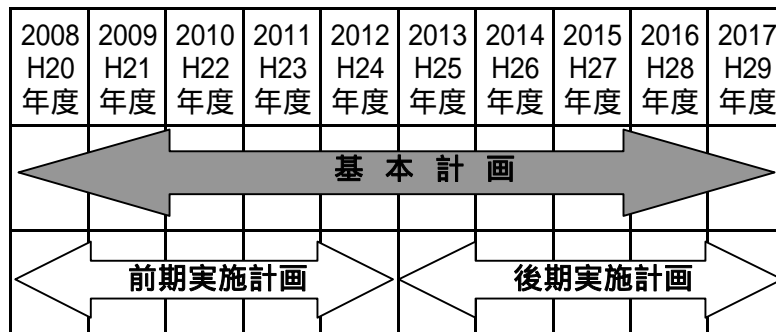
4 計画の構成と期間

(1) 計画は、基本計画、実施計画をもって構成します。

(2) 基本計画は、基本目標毎に区分し、基本目標を達成するための主要な課題に対する「現状と課題」を明らかにしたうえで施策の方向づけを行い、主要な施策を定めるものです。計画期間は2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）までの10年間とします。

(3) 実施計画は、基本計画で示した施策を計画的に実施するために、より具体的な事業を示すものです。計画期間は、前期実施計画については2008年度（平成20年度）から2012年度（平成24年度）までの5年間とし、後期実施計画については2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間とします。

(4) 計画は「つくばみらい市総合計画」との整合性を図ったうえで、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。



II 計画策定の背景

1 世界の動き

国際連合において1975年（昭和50年）が「国際婦人年」と定められ、メキシコシティで「国際婦人世界会議」（第1回世界婦人会議）が開催されました。この会議において「平等・発展・平和」を基本理念とするメキシコ宣言と、その目標達成の指針となる「世界行動計画」が採択されました。

1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までが「国際婦人の10年」とされ、この間、1979年（昭和54年）の国連総会では、「女子差別撤廃条約」が採択され、1980年（昭和55年）のコペンハーゲン会議（第2回世界婦人会議）で57カ国がこの条約に署名しました。

「国連婦人の10年」を締めくくる1985年（昭和60年）のナイロビ会議（第3回世界婦人会議）では、「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

また、1995年（平成7年）には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上のために積極的に行動を起こすこと、また、女性のエンパワーメント（注1）の重要性が指摘され、国際的な指針として、「女性の権利は人権である。」とうたった「北京宣言」は、2000年までの5年間を女性の地位向上のために優先的に取り組むべき「行動綱領」として採択されました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークにおいて特別総会「女性2000年会議」を開催し、「行動綱領」の達成状況の検討評価が行われ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なるイニシアティブに関する文書（いわゆる成果文書）」が採択されました。

（注1）エンパワーメント

変革の主体となるため「力をつける」こと。そのために、みんなで力を合わせ、ともに力をつけ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的・社会的・政治的・経済的状况などを変えていくこと。1994年（平成6年）の国際人口・開発会議、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議、国連特別総会女性2000年会議などでも「女性のエンパワーメント」が主要課題となった。

2 日本の動き

政府においては、1975年（昭和50年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、「世界行動計画」を踏まえ、日本の実情をもとに1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定されました。

1985年（昭和60年）には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉に関する法律（男女雇用機会均等法）」が制定され、我が国も「女子差別撤廃条約」を批准しました。

さらに、ナイロビ将来戦略を受け国内行動計画が見直され、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1991年（平成3年）、育児休業等における法律（育児休業法）が制定されました。

1994年（平成6年）には、各省庁事務次官による「婦人問題企画推進本部」が各閣僚級による「男女共同参画推進本部」に引き上げられるとともに、総理府内の婦人担当室が「男女共同参画室」に格上げされ、組織の強化が図られました。

1995年（平成7年）、育児休業法が改正され「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」（注2）に名称が変更されるとともに、ILO156条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」を批准しました。

1996年（平成8年）、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申され、政府においてはこれを受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、基本理念として①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動外の活動の両立、⑤国際的協調が掲げられ、国・地方公共団体及び国民の責務が定められています。また、同年施行された食料・農業・農村基本法に置いて農林水産部門における女性の参画について規定されるとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）」及び育児・介護休業法が全面施行されました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）、省庁の再編により、内閣府に国務大臣及び学識経験者で構成する「男女共同参画室」が「男女共同参画局」と改編されました。また、「育児・介護休業法」が改正されました。2002年（平成14年）4月には、男女平等を阻害する配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）（注3）を防止する目的で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」（注4）が全面施行され、女性に対する暴力を人権にかかわる問題として捉えました。

2003年（平成15年）、市民ネットワークの充実を目指して「女性のチャレンジ支援策」（注5）が定められました。

2005年（平成17年）4月、育児・介護休業法が一部改正、12月に男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定されました。第2次の内容では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組みを推進していくことになっています。

（注2）育児・介護休業法

労働者が申し出を行うことによって、育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律。平成13年11月には、「改正育児・介護休業法」が公布され、平成14年4月から時間外労働の制限や勤務時間短縮などの措置の対象となるこの年齢が3歳まで引き上げられるなどの改定が行われた。

（注3）ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係の間で行われる暴力のことで、その多くは女性が被害となっている。このような暴力に限らず、性犯罪やセクシュアル・ハラスメント、売春などの女性に対する暴力は、社会的な力関係を利用した重大な人権侵害である。

（注4）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

平成13年4月成立、同年10月施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

なお、平成16年に配偶者からの暴力の定義の拡大をはじめとした改正（平成16年12月2日施行）、平成19年に市町村の役割業務強化等の改正（平成20年1月11日施行）が行われている。

(注5) 女性のチャレンジ支援策

男女共同参画会議では、女性はその個性と能力を発揮することにより社会に活力をもたらす暮らしの構造改革の一環として、平成14年から「女性のチャレンジ支援策」について調査審議を行い、検討の結果、平成15年4月の第10回男女共同参画会議において、内閣総理大臣及び関係各大臣への意見として決定。提言においては、女性のチャレンジ支援策の必要性、雇用、企業、NPO、農業、研究、行政等、国際分野など様々な分野における支援策の重要性及び内容について言及している。

そこでは、政策・方針決定過程に参画し活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護等で一旦仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や意義も述べられている。重点的な施策としては、2020年（平成32年）までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう期待し、各種取組みを進めるとともに、女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を進めることとされている。

3 茨城県の動き

茨城県においては、1978年（昭和53年）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取組みが始まりました。

1980年（昭和55年）、担当課が婦人児童課となり、第2次県民福祉基本計画において、「婦人の福祉の向上」として位置付けられました。1986年（昭和61年）には、新県民福祉計画において「女性の地位向上と社会参画の促進」として位置付けられました。

1990年（平成2年）、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受け「茨城県女性対策推進本部」が設置され、1991年（平成3年）3月には「いばらきローズプラン21」が策定されて「いばらきローズプラン21推進委員会」が設置されました。

1994年（平成6年）、福祉部に女性青少年課が設置され、1995年（平成7年）、茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」が位置付けられ、翌年には「茨城ハーモニープラン」が策定されました。1999年（平成11年）、女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編されました。

2001年（平成13年）、「茨城県男女共同参画推進条例」が制定され、茨城県男女共同参画審議会を設置、さらに「茨城県女性対策推進本部」が「茨城県男女共同参画推進本部」と名称が改められました。

2002年（平成14年）、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開するため、「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」、同「実施計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みの方針を明確にしました。

2006年（平成18年）3月には、茨城県男女共同参画実施計画（2006年～2010年）が策定され、施策の推進が図られています。

4 つくばみらい市の取組み

2006年（平成18年）3月、旧伊奈町と旧谷和原村が合併してつくばみらい市になり、秘書広聴課に男女共同参画係を設置しました。同年9月、全職員を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施しました。同年12月には、有識者を招いて「男女共同参画講演会」を開催し、市民への男女共同参画社会に対する共通認識を深めることに努めました。

2007年（平成19年）4月、市民2,000人を対象とした「つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」を実施し、計画策定に向けた基礎作りを行いました。

同年8月、「つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会」、「つくばみらい市男女共同参画計画策定庁内検討委員会」、「つくばみらい市男女共同参画計画策定ワーキングチーム」を設置し、計画の策定に取り組みました。

第2章 ●基本計画

I 計画を推進するための基本的方向と施策(案)

●基本計画の体系図

基本目標	主要課題	施策の方向	
男女の人権が尊重される社会の構築	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	【1】	学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
		【2】	家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
		【3】	社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	2 男女共同参画の理解の促進と意識の改革	【1】	男女共同参画に関する意識啓発
		【2】	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
		【3】	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
		【4】	男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	【1】	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進
		【2】	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
		【3】	相談体制の整備
	4 メディアにおける人権の尊重	【1】	男女の人権を尊重した情報発信の推進
		【2】	情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)向上の促進
あらゆる分野へ参画するための環境の整備	1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	【1】	女性の政治参画意識の向上促進
		【2】	審議会・委員会への女性の積極的登用
		【3】	市・事業所・団体における女性の参画促進
	2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	【1】	性別による固定的役割分担意識の解消
		【2】	男女が共に責任を担う家庭生活の実現
		【3】	男女が共に参画する地域活動の促進
	3 国際社会への参画	【1】	情報の収集と提供
		【2】	国際理解, 国際交流の推進
		【3】	外国人が暮らしやすい環境づくり

基本目標	主要課題	施策の方向	
多様な働き方を可能にする環境の整備	1 雇用の場における男女平等の確保	【1】	雇用の場における男女の機会均等の徹底
		【2】	女性の能力発揮促進のための支援
	2 職場生活と家庭生活の両立支援	【1】	職場における両立支援の推進と環境の整備
		【2】	子育て支援の充実
	3 多様な働き方への支援	【1】	多様な働き方を可能にする就業条件の整備
		【2】	起業，再就職に対する支援
【3】		商工業・農業など自営業における働きやすい環境の整備	
健やかで安心できる生活環境の整備	1 子どもが健やかに育つ環境整備	【1】	子どもが健やかに育つ生活環境の整備
		【2】	児童虐待防止の推進
		【3】	子どもに関する相談支援体制の整備
		【4】	ひとり親家庭等に対する支援
	2 一生涯の健康づくり	【1】	生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透
		【2】	母子保健サービスの充実
		【3】	心身の健康保持・増進への支援
	3 高齢者，障害者等に対する自立支援	【1】	高齢者に対する支援体制の充実
		【2】	障害のある人に対する支援体制の充実
【3】		要介護状態にならないための介護予防	

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築

憲法において個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが行われてきました。男女共同参画の視点に立った法律や制度は、徐々に整備されてきていますが、社会の慣習やしきたりについては、いまだに性別による固定的役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、できるところから行動していくことが大切であり、そのための意識啓発や教育・学習の充実を図っていきます。

また、男女の個人としての尊厳を重んじるという観点から、男女間におけるあらゆる暴力をなくすための取組みや、メディアにおける人権侵害防止への配慮も重要な課題であり、そのための幅広い取組を推進していきます。

男性と女性が互いに認め合い、互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

主要課題

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 2 男女共同参画の理解の促進と意識の改革
- 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 4 メディアにおける人権の尊重

主要課題1 ■男女共同参画を推進する教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的役割分担意識(注1)をあらため、人権尊重を基盤にした男女平等観を形成することが重要です。そのためには、学校・家庭・地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実が求められています。

次代を担う子どもたちは、性別の違いにかかわらず男女が平等な社会で生きる権利があります。学校教育においては、男女平等の意識づくりが不可欠であり、発達段階に応じて、男女の身体的な違いや特性を踏まえたうえで、個性を尊重した教育の充実を図ることが重要です。そのためには、学校教育関係者に対して、男女共同参画に関する理解の促進を図る必要性があることから、研修内容の充実や、学校運営等に男女共同参画の視点を導入することが大切です。

社会情勢の変化により、社会生活に必要な学習や生きがいとしての趣味や教養等の学習意欲が高まり、生涯学習の重要性が増しています。一人ひとりが充実した生活を送るために、多様な活動を主体的に行えるような学習環境の整備が必要です。そのためには、市民の学習意欲や能力、適性に応じ、いつでも、どこでも、だれもが日常生活を通して学習活動を続けられる体制づくりが必要です。

また、家庭での教育や家庭内の男女のあり方は、子どもの男女平等意識の形成に大きな役割を果たします。家庭や地域においても、子どもがのびのびと自分らしさを発揮できるような教育・学習の充実が求められています。

施策の方向

1 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ◆ 人権尊重を基盤にした、個人の資質を尊重する男女平等教育の充実を図ります。
- ◆ 教育活動全体を通して男女共同参画を推進する実践的な活動の充実を図ります。
- ◆ 男女共同参画に関する理解促進のための教職員研修の充実を図ります。
- ◆ 男女共同参画の視点を持って、家庭のあり方や家族の人間関係、子育ての意義等について考えるための教科として、家庭科教育の充実を図ります。

2 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ◆ 家庭や地域において子どもが自分らしさを発揮できる環境整備のため、大人が子育てや家庭教育について学習する機会の充実を図ります。
- ◆ これまで主に女性によって担われていた家庭責任を男性も担っていけるような学習の場を提供します。
- ◆ 夫婦共同による子育ての重要性について、広報・啓発活動を行います。
- ◆ 男女共同参画の視点に立った育児教室の開催を推進します。
- ◆ 地域社会における男女平等を実現するため、学習機会の充実を図り、地域団体と連携をとりながら平等意識の啓発に努めます。

3 社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ◆ あらゆる年代の男女の生涯学習への参加促進を図ります。
- ◆ 様々な分野の専門知識を有する市民を対象に、生涯学習指導者としての登録制度を設け、市民が幅広く活用できるよう促します。
- ◆ 社会教育施設における計画的、効率的な運営を推進し、多様な活動を主体的に行えるような学習環境を整備します。
- ◆ 男女共同参画学習の促進のための拠点機能の整備を検討します。

(注1) 性別による固定的役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが本来適当であることにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

主要課題2 ■男女共同参画の理解の促進と意識の改革

現状と課題

平成19年4月に市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(注1)では、男女の平等感について、「家庭生活」「職場」「日常生活」「人権」「法律や制度上」「社会通念・習慣・学習の機会」などの場面で調査をした結果、「家庭生活」「職場」「政治の場」「社会通念・習慣・しきたりなど」について「男性の方が優遇されている」と思う人が60%前後と高い結果になっています。特に、「社会通念・習慣・しきたり」について「男性の方が優遇されている」と思う人の割合は、女性75.2%、男性70.7%となっています。

男女共同参画の視点に立った法律や制度は整備されましたが、そのような中でも家庭、地域、職場などにおいては、依然として性別による固定的役割分担意識が残されているのが現状です。

このような現状を踏まえ、家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担の解消に向け、これまでの男女の概念にとらわれない各種講座の開設や、男女が共に学び、協力し合う機会の提供などの意識啓発を推進する必要があります。

また、広報紙やインターネット等の多様な媒体を通じた意識啓発や法律・条例等の周知、情報提供をしたり、調査・研究を行うことで、男女平等の意識づくりを進める必要があります。

性別によって個人の選択や可能性を狭めるような社会制度・慣行については、男女共同参画の視点で見直していくための情報提供をすることが重要です。

施策の方向

1 男女共同参画に関する意識啓発

- ◆ 市民一人ひとりの意識改革のために、あらゆる年代の男女に対して啓発活動を行います。
- ◆ 男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供を行います。
- ◆ 男女共同参画の理解を深めるため、講演会やフォーラムを開催します。

2 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

- ◆ 男女共同参画の理解を深めるため、広報紙、インターネット等の多様な媒体による情報の提供を推進します。

3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ◆ 男女共同参画に関連する法律や制度の周知に努めます。
- ◆ 男女共同参画社会実現を阻害する社会制度や慣行の調査を実施し、見直しのための意識啓発を図ります。

4 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

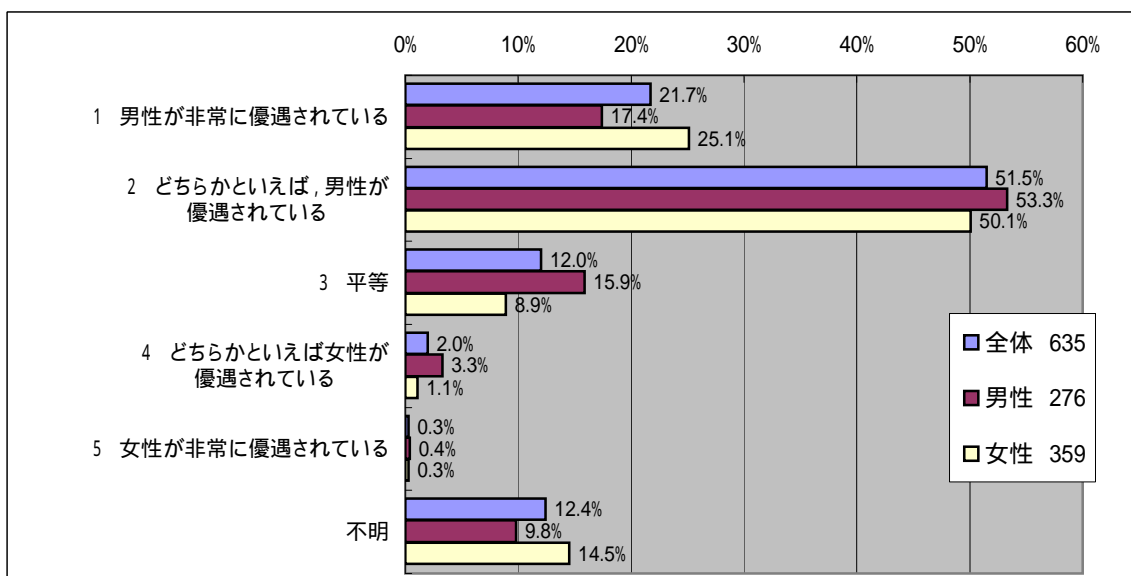
- ◆ 男女共同参画を推進する条例制定を進めます。
- ◆ 男女共同参画都市宣言を行います。

(注1) 男女共同参画に関する市民意識調査

平成19年4月につくばみらい市が実施した意識調査。市内在住20歳以上の男女2,000人を対象とし、回収率は33.5%。

<アンケート結果: 社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位の平等感>

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査



主要課題3 ■男女間におけるあらゆる暴力の根絶

現状と課題

近年、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント（注1）、性犯罪等が大きな社会問題となっています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、個人の人権を侵害し、自由を奪うものです。暴力被害の現状や性別による固定的役割分担意識など、男女のおかれている状況を考えると、早急に対応する必要があります。

しかし、暴力は暴力を振るう側にも受ける側にも、それが犯罪であり社会問題であるという認識が少なく、またこれらの暴力は家庭や職場など身近な関係で生じることが多いため、なかなか表面化しない現実があります。

このようなことから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（注2）や、ストーカー行為等の規制に関する法律」（ストーカー規制法）（注3）が制定され、問題解決への取組みが求められています。

市民意識調査においても、殴ったり蹴ったりという身体的な暴力の被害を受けたことがあると回答した人が、女性で10%以上、男性でも9%前後となっており、暴力の存在が浮き彫りされた部分があり、対応する必要があります。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」（注4）にセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底が明記され、事業主における取組みが義務付けられています。

このような暴力に対処するために、防止対策の推進と、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、国、県及び関係機関との連携を図る取組みが必要です。

施策の方向

1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

- ◆ 配偶者に対する暴力は犯罪であるという認識を深めるため、広報・啓発活動を実施します。
- ◆ 暴力が子どもへもたらす影響についての調査研究情報を収集し、提供します。

2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ◆ 学校、地域などのあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントについて市民の認識を深めるため、広報・啓発活動を実施します。
- ◆ 事業所等において、セクシュアル・ハラスメント防止対策を図るための啓発活動を強化します。

3 相談体制の整備

- ◆ ドメスティック・バイオレンス，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為，性犯罪等，男女間におけるあらゆる暴力に関する相談窓口のあり方について研究・検討します。
- ◆ 暴力に関する相談体制の整備に向けた人材育成のため，職員に対し研修を行います。
- ◆ 配偶者暴力支援センター，警察，福祉事務所等の，被害者の保護にかかわる関係機関との連携を図ります。

(注1) セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により，その言動を受けた個人の生活環境を害すること。または性的な言動を受けた個人の対応により，その個人に不利益を与えること。

(注2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力防止及び被害者保護を図るため，平成13年4月に制定され，10月13日（一部は平成14年4月1日）から施行された。平成16年12月2日には，配偶者に限っていた保護命令の対象を元配偶者に拡大すること，被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令制度を設けるとともに，退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした改正法が施行された。

(注3) ストーカー行為等の規制に等に関する法律（ストーカー規制法）

平成12年5月成立，同年11月に施行。被害者から警察への相談・申し出に応じ，つきまとい等の行為者に対し「警告」を，さらに従わなかった場合は国家公安委員会が「禁止命令」を，それにも違反した場合は刑事罰が科せられる。

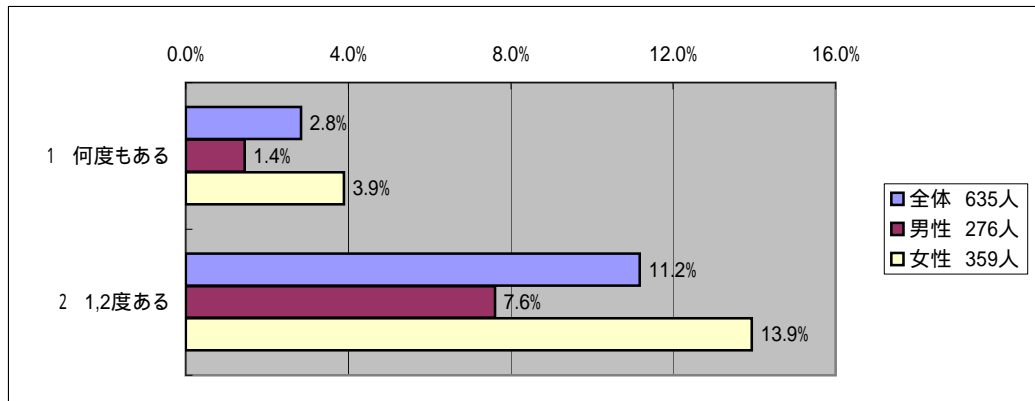
(注4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに，女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることを目的とする法律。平成11年4月に改正され，募集・採用から定年・退職・解雇にいたるまでの雇用管理のすべての段階における女性差別が禁止された。

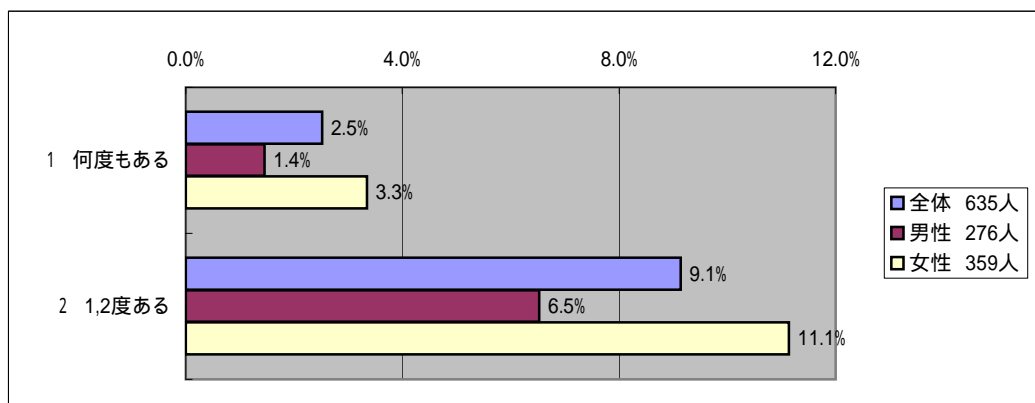
<アンケート結果：身体的暴力の被害経験>

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査

・配偶者や恋人から平手で打たれたことが「ある」と答えた人の割合



・配偶者や恋人からげんこつで殴られたり足で蹴られたことが「ある」と答えた人の割合



主要課題4 ■メディアにおける人権の尊重

現状と課題

近年の社会的環境の変化，高度情報通信技術の進展により，新聞，書籍，テレビ，ラジオ，映画，インターネットなど多様なメディアを通じてもたらされる情報は増大し，人々の思考や行動に大きな影響を与えており，その影響はさらに拡大するものと予想されます。

このように大量の情報が発信されている中で，人権尊重への配慮に欠けた，女性の性的側面のみ強調した表現や，性別による固定的役割分担意識を思わせるような表現をすることのないよう，配慮する必要があります。また，様々なメディアにおける性に関する情報等の氾濫や暴力の取扱いは，特に青少年への有害な影響が懸念されています。

このような問題を解決するため，表現の自由を尊重しつつ，情報の発信側，情報の受け手側双方に対して，配慮と理解を働きかける必要があります。

メディアの発信者だけでなく，情報の受け手側もそのまま受け入れるのではなく，様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解したうえで，情報を選択して，主体的に読み解き，理解し，活用していく能力を身につける必要があります。

施策の方向

1 男女の人権を尊重した情報発信の推進

- ◆ 男女共同参画の視点に立ち，男女の人権に配慮した情報の発信に関する理解と配慮を促進するための啓発活動を推進します。
- ◆ 市で発信する情報・刊行物に対するガイドラインを設け，メディアにおける人権尊重を推進します。

2 情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）（注1） 向上の促進

- ◆ 情報を活用できる能力の向上のための啓発活動を推進します。
- ◆ 学校教育における情報教育を推進します。

（注1）メディア・リテラシー

メディアを選択し，主体的に読み解き，自己発信する能力のこと。

基本目標II あらゆる分野へ参画するための環境の整備

男女共同参画社会の形成を図るためには、社会のあらゆる分野において男女が共に参画し、協力し合うことが大切です。

そこで、政策の立案や方針決定をしていく過程において、男女は社会で対等なパートナーとして参画すべきであり、女性の参画が一層促進されるよう努めます。

また、多様な考え方をいかした豊かで住みよい社会を築いていくためには、家庭生活及び地域社会においても男女が共に参画されることが重要であり、特に、これまで家庭や地域への参画の少なかった男性の参画が促進されるような取組みを行います。

さらに、男女共同参画の推進が国際社会の取組みと密接な関係を有していることや、地域における国際化の進展を考えると、市において男女共同参画の問題に取り組むうえでも、国際社会における取組みの成果や経験を十分に活用し、国際的協調の視点で進めていくことが大切です。このため、つくばみらい市に住む外国人との交流や市外における国際交流の機会を通じて、お互いの文化や生活習慣、意識について一層の理解を深められるような取組みを推進していきます。

● 主要課題

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- 2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
- 3 国際社会への参画

主要課題1 ■政策・方針決定の場への女性の参画促進

現状と課題

社会のあらゆる分野へ共同参画するためにまず必要なことは、計画を立てたり、それを実行していく場に男女が共に責任を持って参画し、男女双方の視点を取り入れること、いわゆる「政策・方針決定過程への参画」であり、「男女共同参画社会基本法」の基本理念として掲げられています。

議会における女性議員の比率は、平成18年12月末現在、茨城県議会は6.6%、つくばみらい市議会は16.1%です。また、審議会等の女性委員の比率は、平成19年4月1日現在の全国の市町村平均で25.6%であるのに対し、つくばみらい市では16.0%となっています。審議会の女性委員の割合は年々増えていますが、同一人が複数の審議会に参加している例もあることから、今後は幅広い分野から多くの人材を登用するよう努める必要があります。

自治体の管理職（課長以上）への女性の登用状況は、平成19年度当初現在、全国の市町村平均が8.6%、茨城県の市町村の平均が5.5%であるのに対し、つくばみらい市は3.0%となっており、平均と比較するとかなり低い割合になっています。

市民意識調査の結果においても、政策や方針決定の過程に女性が進出していない理由として、「男性優位の組織運営」と回答した人が女性49.3%、男性44.2%と最も多くなっています。一方、「市の政策方針決定に女性の意見を反映させるために必要なこと」として、男女とも5割以上が「女性一人ひとりが行政の政策にもっと関心をもつこと」と女性の意識不足を指摘しており、女性が市政や政治への参画意識を高められるような取組みが求められています。

また、今後は、公共機関だけでなく、事業所等においても、積極的な女性の登用や人材育成等の取組みについて働きかける必要があります。

施策の方向

1 女性の政治参画意識の向上促進

- ◆ 選挙権、被選挙権の行使等による政治への参画の促進を図ると共に、政治意識を高めるための広報活動等の充実を図ります。
- ◆ 女性の政治への積極的参画を促進するため、学習機会の充実と、政治に対する意識啓発を行います。
- ◆ 市民の参画意識を高めるために、審議会等の会議を公開し、市政に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

2 審議会、委員会への女性の積極的登用

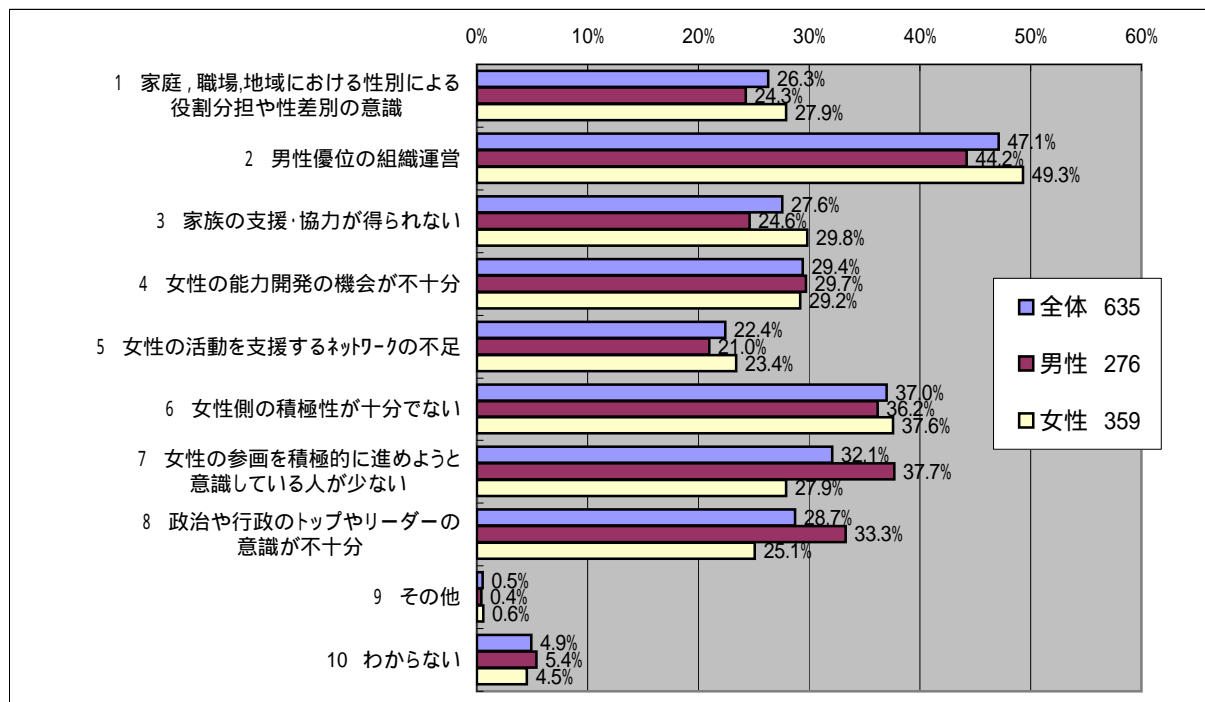
- ◆ 女性の人材情報を収集し、政策・方針決定過程への参画を促進していきます。
- ◆ 審議会や委員会の委員の選出にあたっては、幅広い分野からの女性の積極的な登用を図り、女性のいない審議会・委員会の解消を図ります。

3 市・事業所・団体における女性の参画促進

- ◆ 職場内慣行，性別による固定的役割分担意識の見直しを図るための啓発活動を推進します。
- ◆ 事業所・団体に対して，女性の活用に関する情報を提供し，能力に応じた管理職への登用と，管理職登用目標値の設定について働きかけます。
- ◆ 事業所・団体における女性の管理職登用の現状調査を検討します。

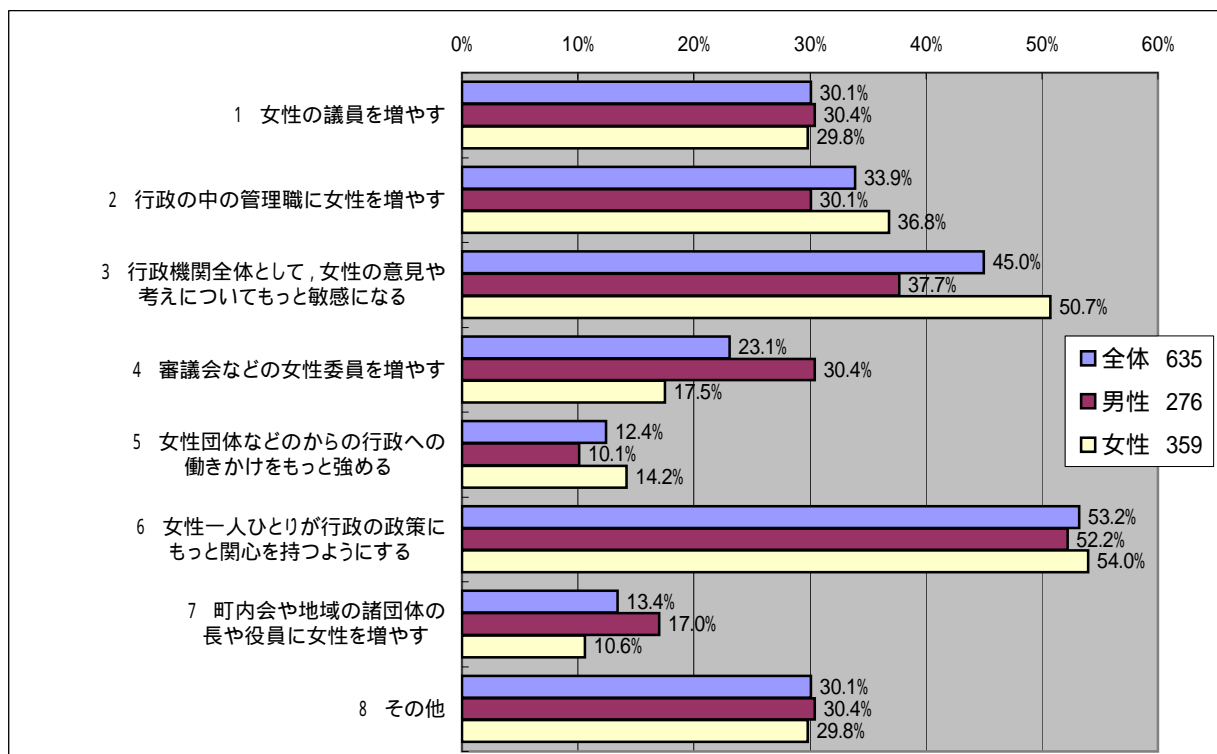
< アンケート結果：政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していないと言われる理由 >

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査



< アンケート結果：市の施策方針決定に女性の意見を反映させるために必要なこと >

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査



主要課題2 ■家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

現状と課題

男女が共に責任と自覚を持ち、互いに尊重しあう社会の実現のためには、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性について、家庭生活・地域社会への参画を促進する必要があります。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」を肯定する人は男性2割、女性1割程度であり、性別による固定的役割分担意識は薄れつつあるものの、実際には女性の就業状況にかかわらず家事・育児・介護は主に女性の分担になっていることが明らかです。

このような状況に対応するために、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画を促すための啓発や、多様なライフスタイルを尊重するような啓発など、男性のための学習機会の充実を図ることが必要です。

また、地域社会の果たすべき役割は増大し、安心して暮らしやすい地域づくりにあらゆる年齢層の男女が共に参画することが求められています。環境、消費、福祉、教育などの分野における活動は、社会を支えていく活動として一層重要性を増しており、平成10年度には「特定非営利活動促進法(NPO法)」(注1)が施行されています。ボランティアやNPOなどによる活動を通じて、各種地域活動に男女が積極的に参画を図ることが重要です。

そして、こうした活動に男女とも関心ごとに応じて参加できるような環境整備を図ることで、地域社会の一員としての実感等、これまで見過ごされがちであった新たな価値や生きがいを見出すことになり、男女とも家庭・職場・地域のバランスのとれたライフスタイルの実現をもたらすこととなります。

● 施策の方向

1 性別による固定的役割分担意識の解消

- ◆ 性別による固定的役割分担意識の解消を目指し、意識啓発活動や広報活動を実施します。
- ◆ 市が実施している各種講座等に男女共同参画の視点の導入を推進し、男女が共に学び、協力し合う機会を提供します。
- ◆ 多様なライフスタイル・家族像についての情報を収集し提供します。

2 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

- ◆ 男女が共に家事・育児・介護を分かち合う視点に立った講座を開催し、家庭責任の分担や消費生活についての意識啓発を推進します。

3 男女が共に参画する地域活動の促進

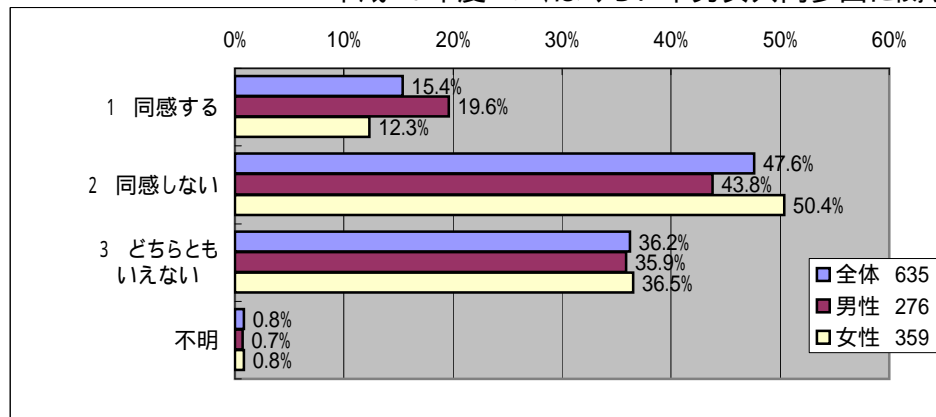
- ◆ 地域での交流や住民組織の活動に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共同することにより、より活発な活動となるよう啓発を行います。
- ◆ ボランティア活動への参画促進のため、ボランティアコーディネーターの養成と資質の向上を図り、情報収集と提供を充実させ、活動の場を整備します。
- ◆ 学校行事(PTA活動等)への参加がしやすい環境の整備を図ります。

(注1)特定非営利活動促進法(NPO法)

平成10年12月施行。公益な活動を行う団体に簡易・迅速な手続きのもとで広く法人格(NPO法人)を付与することにより、その活動を側面から支援する目的で制定された。

<アンケート結果:「男は仕事,女は家庭」という性別役割分担についての考え方>

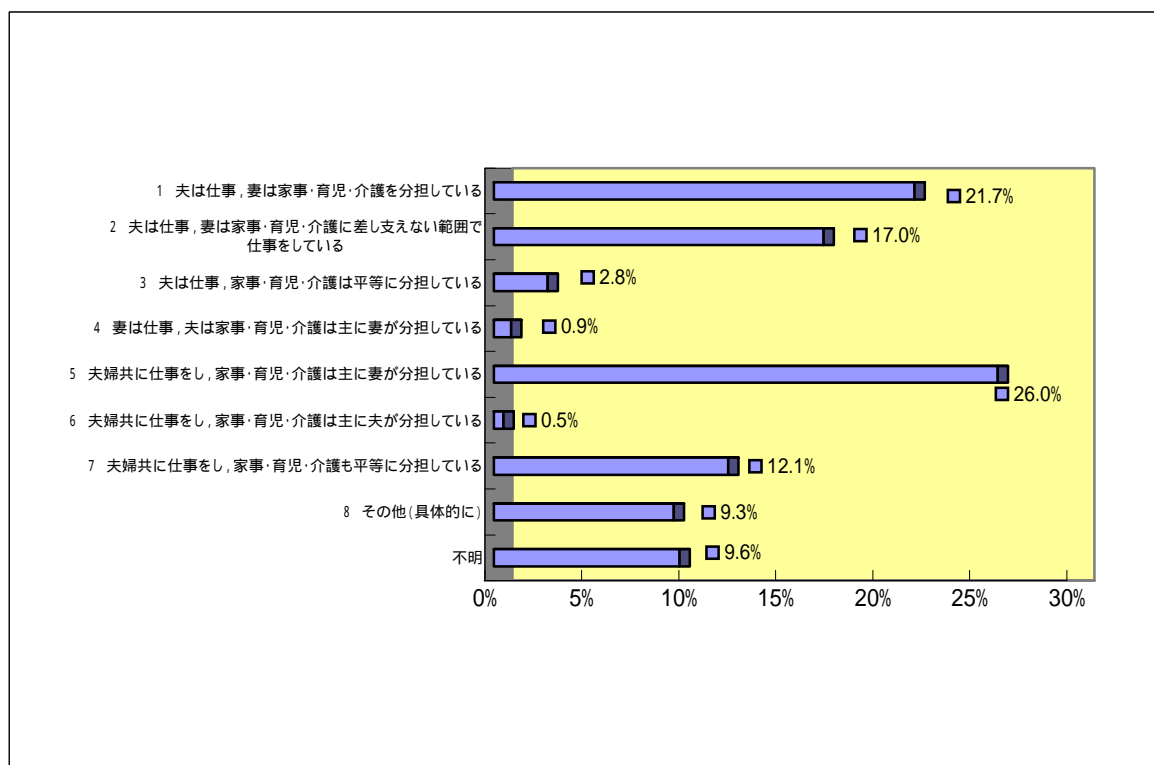
平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査



<アンケート結果:家庭での仕事と家事の分担状況>

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査

(全体 635人)



主要課題3 ■国際社会への参画

現状と課題

国際婦人年(昭和50年)(注1)以来、男女共同参画社会の形成に向けての取組みは、国連の取組み等国際的な動きに関係を有しており、男女共同参画社会基本法の基本理念のひとつとして「国際的協調」が掲げられています。つくばみらい市においても、国際社会における女性の地位向上を目指し、海外の女性問題について理解を深めるため、国際理解・交流を推進する必要があります。

国際化の時代にあって、各国が相互依存関係にあることを正しく認識するとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解、尊重し、併せて我が国の文化と伝統を大切にする態度を育成することは、男女共に大切なことです。また、同じまちに住み、共に地域社会を担っている外国人との交流や協力を行っていくことは、これからの国際化に対応したまちづくりには大切なことです。

そのためには、国レベルの取組みだけではなく地域レベルで男女が共に参画したボランティアやNPO等の活発な活動が求められていることから、国際交流の担い手である市民の活動を積極的に支援し、様々な分野において市民参加による国際交流の推進を図る必要があります。

つくばみらい市には300人以上の外国人登録者がおり、在住及び来市外国人の男女の人権尊重や、住みやすいまちづくりを推進するために、外国人にも開かれた地域づくりを進めていくことが必要です。

● 施策の方向

1 情報の収集と提供

- ◆ 女性の人権問題を日本だけでなく世界各国の問題として認識を深めてもらうために、各国の男女共同参画についての取組みや現状に関する情報を収集し、多様な媒体を通じて提供していきます。

2 国際理解、国際交流の推進

- ◆ 小・中学校においては、未来を担う児童・生徒たちが国際理解を深め、広い視野を持つことができる学習環境づくりを促進します。
- ◆ 市民の活動を積極的に支援し、地域における市民参加による国際交流の推進を図ります。
- ◆ 男女共同参画講演会・フォーラム等への在住外国人の参加促進を図ります。

3 外国人が暮らしやすい環境づくり

- ◆ 日本文化等についての学習機会を提供し、在住外国人との積極的な交流を図り、住みやすいまちづくりを推進します。
- ◆ 外国語による公共表示等により、暮らしやすい環境づくりを推進します。
- ◆ 市民が外国語を学ぶ機会を提供し、国際交流の推進を図ります。

(注1) 国際婦人年

1972年の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976年～1985年の10年間を「国連婦人の十年」とした。

基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備

就労は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がいきいきと働き続けることができる社会環境づくりを進める上で、雇用の場における男女共同参画を推進することは極めて重要な意味を持っています。また、男女が職業上の責任と家庭や地域における責任を共に果たしていくことは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つです。

しかしながら、働く女性に対する法律・制度の整備が進んだ今日でも、雇用や待遇の面で男女格差は残っており、家庭生活においても家事・育児や介護など多くの役割が女性にとって負担となっているのが現状です。

そこで、「男女雇用機会均等法」の理念に基づき、雇用における均等な機会及び待遇を確保するための企業への働きかけや、男女が共に職場生活と家庭生活・地域活動を両立させ、一人ひとりが自分にあった多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを進めます。

主要課題

- 1 雇用の場における男女平等の確保
- 2 職場生活と家庭生活の両立支援
- 3 多様な働き方への支援

主要課題1 ■雇用の場における男女平等の確保**現状と課題**

人が健康で生きがいをもって働くためには、職場環境、就業条件の向上が大切です。

「男女雇用機会均等法」において、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等に係る男女の差別の禁止と企業の積極的かつ自主的な取組みの推進、セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底が規定され、男女が働きやすい環境づくりに向けた法整備が進んできました。

しかしながら、市民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「職場における賃金、昇格などの男女の格差」（女性49.6%、男性42.0%）、「女性だけが結婚や出産を理由に退職することを期待されること（女性38.7%、男性27.2%）」など就業に関する問題を提示する結果となっており、女性がその能力を最大限に発揮できる環境とはいえないのが現状です。

職場において、女性の能力を活用するためには、女性に対する仕事上での差別意識をなくし、女性が安心して働けるよう、労働環境を整備していくことが必要です。

このことから、関係機関との連携を図り、「男女雇用機会均等法」の周知徹底に努め、雇用機会はもとより、実質的な男女平等を図る取組みや、能力を十分に発揮できるようにするための職業能力の向上など、個人の就業能力を高めるための取組みを進める必要があります。

施策の方向**1 雇用の場における男女の機会均等の徹底**

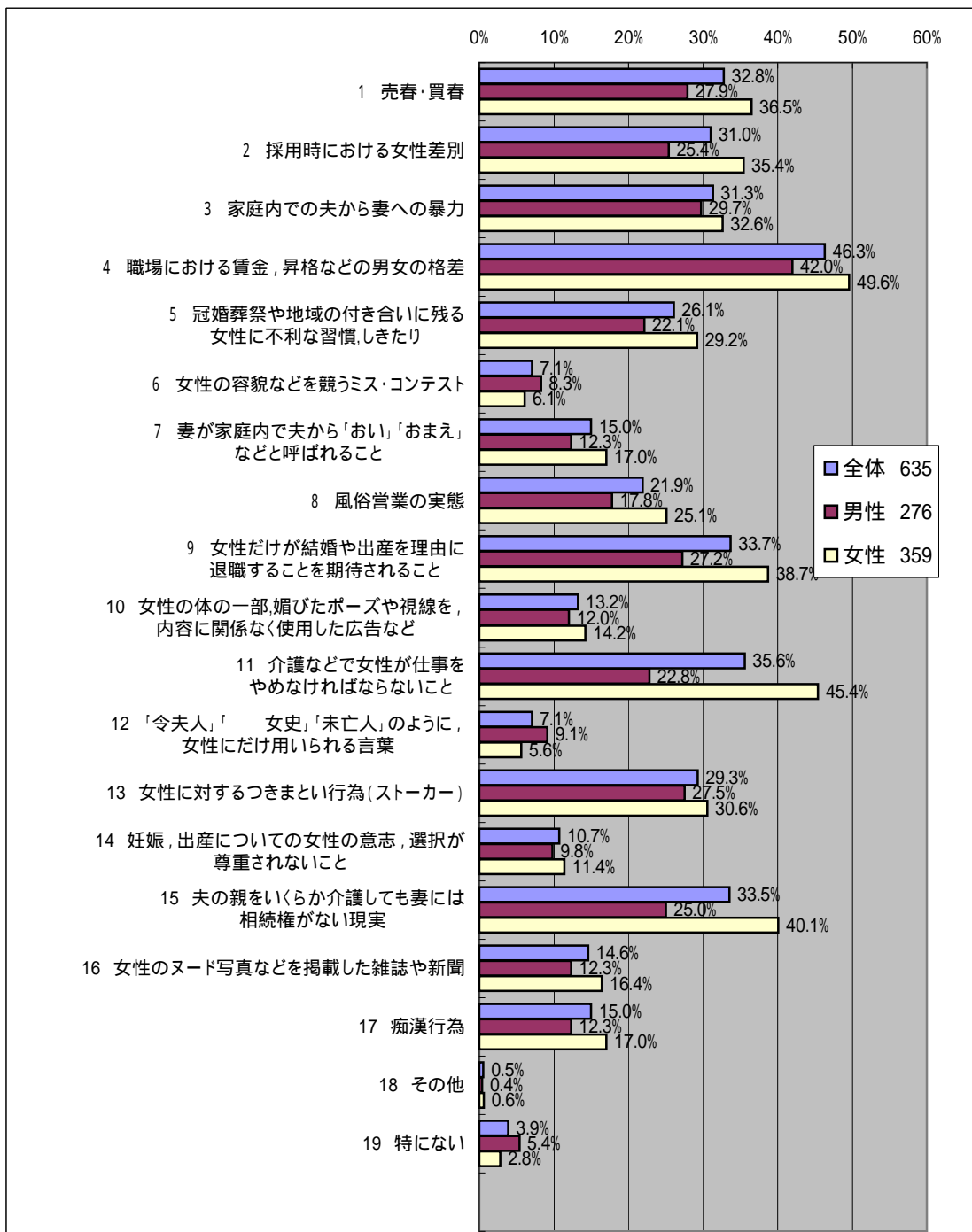
- ◆ 男女平等な職場環境の整備に向けて改正・強化された「男女雇用機会均等法」について、広報・啓発活動を強化していきます。
- ◆ 「男女雇用機会均等法」の実施状況についての実態調査を行います。

2 女性の能力発揮促進のための支援

- ◆ 女性が自分の能力を雇用の場で十分に生かすことができるよう、能力開発のための多様な研修や職業訓練等の充実を図るために、関係機関等で開催する研修等の情報提供に努めます。
- ◆ 関係機関等と連携し、就業に関する情報の収集・提供を行います。
- ◆ 女性の就業機会の拡大を図るため、女性の能力開発のための講座等を開設します。

<アンケート結果:女性の人権が尊重されていないと感じること>

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査
(複数回答)



主要課題2 ■ 職場生活と家庭生活の両立支援**現状と課題**

安心して子どもを産み、楽しく子育てができる社会づくりのためには、男性も女性も仕事と家庭、育児の責任を分かち合い、必要なときに社会的支援が得られることが大切です。

女性は職業の有無にかかわらず、家事・育児等が家庭生活の責任を多く担っており、特に働く女性にとっては大きな負担となっています。

市民意識調査の回答では、女性が生涯仕事を続けていくことを難しくしている原因について、全体で「続けていけるような適当な職場が地元でないこと」（38.6%）が最も多く、次いで「出産、育児のため」（30.9%）、「保育所、学童保育などの育児に対する社会的な支援サービスが不十分なこと」（30.7%）という結果になっています。

そこで、女性が働き続けるために、就業形態に対応した保育制度の充実を図るとともに、事業所等に対しても労働時間の短縮等の促進や育児・介護休業制度の定着促進等を図る必要があります。

施策の方向**1 職場における両立支援の推進と環境の整備**

- ◆ 男女が共に仕事を続けながら、育児・介護など家庭責任を果たすことができるよう、事業所等に対し「育児・介護休業法」について周知を図り、育児・介護休業制度の整備と、男女が共に育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりについての広報・啓発を行います。
- ◆ 事業所等における育児・介護休業制度の導入及び取得状況等の情報を収集し、提供します。
- ◆ 家事・育児・介護へ男性が参加しやすくするための啓発活動を行います。
- ◆ ワーク・ライフ・バランス（注1）を実現し、職場と家庭とを両立することが可能となるよう、労働時間短縮やフレックスタイム制等について広報・啓発を進めます。
- ◆ 母性健康管理に関する意識啓発を図り、妊産婦が安心して働ける職場環境づくりについて事業所等へ働きかけをします。
- ◆ 介護への理解促進と参画のための介護学習講座等を開催します。

2 子育て支援策の充実

- ◆ 延長保育や一時保育など多様なニーズに対応したサービスの提供を図ります。
- ◆ 子どもが学童期に入っても、親が安心して子育てできるように支援するため、放課後児童クラブ並びに放課後子どもプランの充実を図ります。
- ◆ 育児不安やストレスを抱え込むことのないよう、親子の仲間づくりの場を提供します。

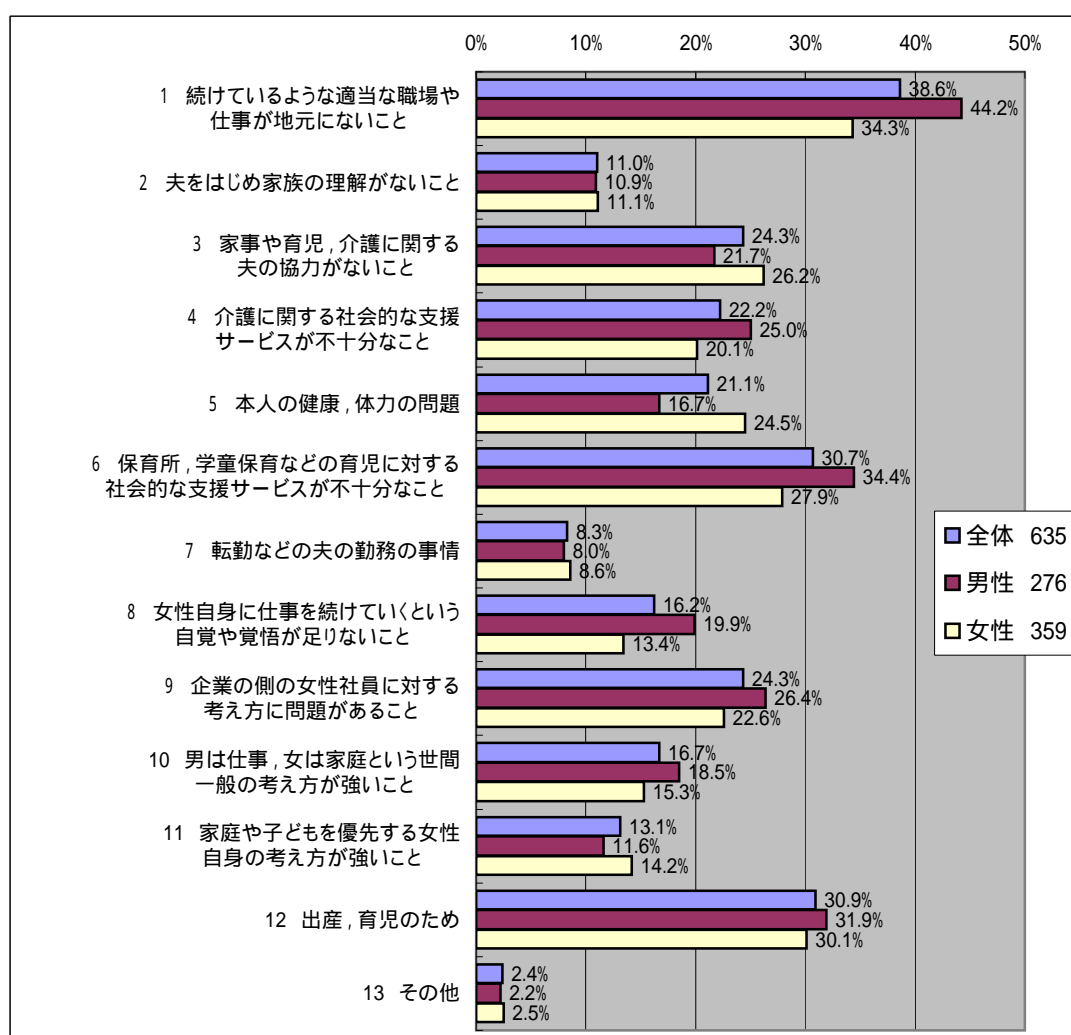
(注1) ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態。

<アンケート結果:女性が生涯仕事を続けていくことを難しくしている原因>

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査

(複数回答)



主要課題3 ■多様な働き方への支援**現状と課題**

女性の自意識や就業意欲・起業への関心の高まりに対応するため、就業のための能力開発や事業経営に必要な法律知識や経営ノウハウ等の情報提供、相談窓口等の充実が必要とされています。

市民意識調査では、市が力を入れていくべきこととして、「女性の再就職や起業を支援する施策の充実」の割合が女性40.7%と多くなっており、一層の取組みが求められています。

個人の価値観やライフスタイルによって、女性の就業形態としては、パートタイム労働や派遣労働、在宅就業など多様な働き方が考えられます。「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」（注1）が施行され、事業者がとるべき措置が定められており、労働者にそれぞれ適正な労働条件が確保されるような取組みが必要です。

平成18年に茨城県が県内事業所を対象に実施した「男女共同参画推進状況調査」（注2）によると、80.3%の事業所が育児休業制度を規定しており、そのうち33.4%で制度が利用されています。

また、結婚や出産、子育て、介護等を理由に一時的に仕事を辞めた女性の再就職の支援も求められています。

農業、商工業の自営業においては、その労働に対して適正な評価をし、主体的に能力を発揮できるような環境づくりが課題となっています。

施策の方向**1 多様な働き方を可能にする就業条件の整備**

- ◆ 女性労働者が多いパートタイマーや派遣労働者等の労働条件が向上するよう、「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」（注3）に関しての情報提供を行い、周知を図ります。

2 起業、再就職に対する支援

- ◆ 起業に必要な基礎知識、ノウハウ等の習得の機会を提供します。
- ◆ 再就職に向けた能力開発支援や情報提供を推進します。
- ◆ 結婚や出産・子育て・介護等を理由に一時的に仕事を辞めた女性の再就職支援のため、能力開発のための機会を提供します。

3 商工業・農業など自営業における働きやすい環境の整備

- ◆ 意思決定の場への女性の参画が促進されるよう、商工業・農業に従事する女性の経営参画や、労働条件の向上についての意識啓発を図ります。
- ◆ 家族経営協定（注4）の周知を図るとともに、締結を促進します。

(注1) パートタイム労働法

平成5年12月施行。短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようにし、短時間労働者の福祉を増進するために定められた。

(注2) 男女共同参画推進状況調査

事業所における取組み状況を明らかにし、男女がともに働きやすい就労環境の整備を促進するために、平成14年10月から茨城県が実施。県内の従業員規模300人以上のすべての事業所を対象として調査を行っている。

(注3) 労働者派遣法

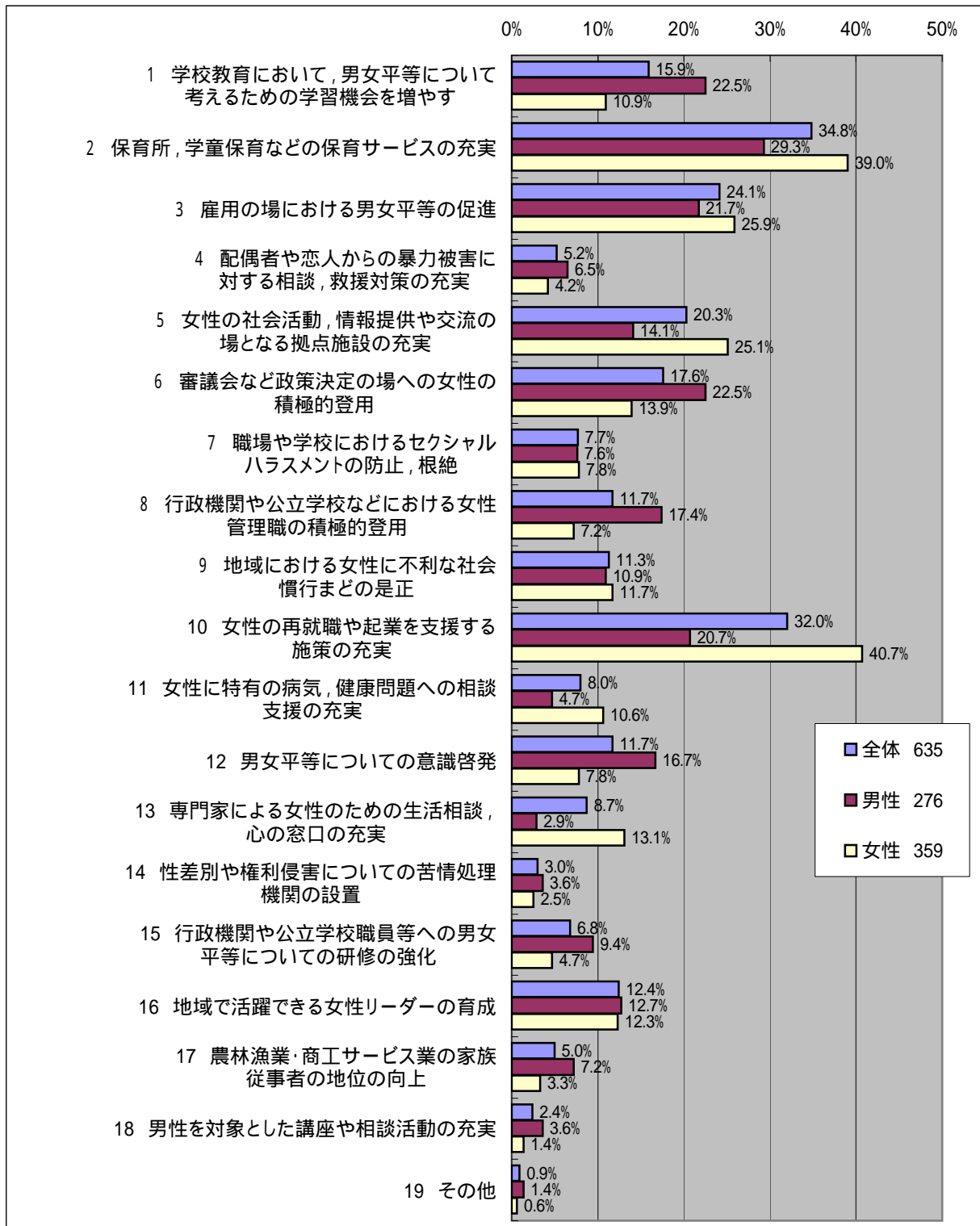
昭和61年7月に制定された。当初は、派遣対象となる業務が専門性の高いものに限定されていた。その後、平成8年と平成11年に改正され、対象事業が拡大された。

(注4) 家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、男女を問わず、意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ
て農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。
協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になる。

<アンケート結果：市が力を入れていくべき政策課題>

平成19年度 つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査
(複数回答)



基本目標Ⅳ 健康やかで安心できる生活環境の整備

健康で安心して暮らすことは、幸福で豊かな生活を送るための基礎であり、男性も女性も思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために必要です。そして、生涯にわたって男女が充実した豊かな生活を営むためには、心身の健康に配慮し、自らの健康管理に努めることが大切です。

自分や相手の身体についての正しい理解と、自らの健康管理を十分に行えるような健康づくりを推進します。

さらに、子どもを取り巻く環境が大きく変化したことで、子育てに悩む親が増えていることから、安心して子どもを産み育てるための環境の整備を推進していきます。

また、高齢者、障害のある人を含むすべての男女が、社会を支える一員としていきいきと安心して暮らせるように、豊かな社会づくりに積極的に参画できるような取組みを進めていきます。

主要課題

- 1 子どもが健やかに育つ環境整備
- 2 一生涯の健康づくり
- 3 高齢者、障害者等に対する自立支援

主要課題1 ■子どもが健やかに育つ環境整備

現状と課題

現在、子育ての多くは女性が担っており、少子化、核家族化の進行により、育児不安や虐待など様々な問題が発生しています。また、就労女性の増加、地域連帯意識の希薄化、子どもを取り巻く環境に変化が見られます。そこで、安心して子どもを産み、子育ての喜びや楽しみを見出すことができる社会を目指した環境整備が必要です。

つくばみらい市では、安心して家族を持ち、子どもを産み育てることができ、21世紀を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを推進するため、市民と一体となった新たな子育て支援に取り組んでいます。また平成17年3月に、安心して子育てできる環境を整備するための「次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。

様々な取組みが実施される一方で、近年、子どもを巻き込んだ犯罪等の増加に加え、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待（注1）も大きな社会問題となっており、子どもが安全で健やかに育つことができる環境の整備が課題となっています。

そのために、子どもの人権についての意識啓発や、心身の健全育成の取組みをはじめとして、関係機関における連携の強化と対応体制の整備、子どものための相談支援体制の整備促進が必要です。

また、情報化の進展により多様な情報もたらされ、性に関する情報や産業が氾濫するなど青少年の健全育成への影響が懸念されており、有害な社会環境への対策が求められています。

さらに、ひとり親家庭についても増加傾向にあり、住宅や医療、教育など、社会的・経済的に見て大きな問題を抱えていることが多く、各種支援策の充実、経済的自立の助成、親も子どもも生活意欲を持てるようにするための相談や助言、指導の強化を図る必要があります。

● 施策の方向

1 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

- ◆ 高齢者など地域の人々との交流を通して、子育て家庭を地域全体で支援し、子どもを地域社会の一員として育てていく取組みを推進します。
- ◆ 医療福祉費や児童手当の支給等により、子育てにかかる経済的な支援を図ります。
- ◆ 食を通じた心身ともに健康な子どもの育成に努めます。
- ◆ 子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。
- ◆ 事故や犯罪の危険から子どもを守るため、子どもの安全確保のための対策を推進します。

2 児童虐待防止の推進

- ◆ 児童虐待防止に向けた意識啓発を行います。
- ◆ 関係機関との連携強化を図り、児童虐待の防止対策を推進します。
- ◆ 地域における早期発見のための支援体制の整備をします。

3 子どもに関する相談支援体制の整備

- ◆ 子育て中の親が育児について悩んだときに相談できる場の充実を図ります。
- ◆ 関係機関との連携を深め、ネットワーク化を図り、多様な相談に対応できる体制を整えます。
- ◆ 相談員の配置等により、学校における相談支援体制の整備充実を図ります。

4 ひとり親家庭等に対する自立支援

- ◆ 多様な形態の家族が自立し安定した生活を送ることができるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ◆ 経済的負担の軽減を図るため、手当での支給や就学の援助、医療費助成等の支援を行います。

(注1) 児童虐待

親又は親に代わる保護者が、18歳未満の子どもの心や身体を傷つけたり、健全な発達を損なう行為で、身体的虐待、性的虐待、ネグレスト（養育の拒否・保護の怠慢）、心理的虐待の4つに類型される。2000年(平成14年)には、「児童虐待防止法」が成立した。

主要課題2 ■一生涯の健康づくり

● 現状と課題

生涯を通じて、身体的、精神的、社会的に健康であることは、いきいきとした生活を送るうえで重要なことです。現代社会においては、人間関係が希薄となり精神的なストレスが多くかかり、身体の健康はもちろんのこと、心の健康にも配慮することが大切です。そのためには、すべての人が主体的に自分の身体や心の健康を管理できるような支援が必要となります。

また、女性は、妊娠・出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なった健康上の問題に直面します。こうした問題の重要性について、男女がともに高い関心を持ち、正しい知識や情報を得たり、認識を深めるための総合的な施策の推進が必要です。

このような点からも、学校や家庭における性教育の重要性が高まっており、発達段階に応じた適切な教育が求められています。

また、エイズ及び性感染症については、病気に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、感染の防止と感染者等に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

母子保健については、高齢出産の増加や核家族化などの社会環境の変化に対応し、悩みや不安を解消するための相談体制の充実が求められています。

● 施策の方向

1 生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

- ◆ 性に対する正しい知識を得るための健康教育の充実を図ります。

2 母子保健サービスの充実

- ◆ 妊産婦・乳幼児の健診体制の充実を図るなど、妊娠・出産期に伴う女性の心身の健康上の問題をできるだけなくすよう支援体制を整備します。
- ◆ 女性の思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など、課題に的確に対応するための体制を整備し、生涯にわたる健康づくりを推進します。
- ◆ 女性とその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるよう、相談体制を確立します。

3 心身の健康保持・増進への支援

- ◆ 市民一人ひとりが自己の健康管理能力を高め、心身共に健康な生活を営むために、予防医療体制と相談体制を充実させます。
- ◆ 喫煙、飲酒、薬物乱用、性感染症、エイズ等について、正しい知識の周知と防止対策を推進します。
- ◆ 生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう多様なスポーツ実践の場を提供していきます。

主要課題3 ■高齢者、障害者等に対する自立支援

● 現状と課題

医療の急激な進歩や生活態様の変化により、平均寿命は著しく伸長しています。豊かで活力ある社会を築いていくために、高齢期の男女や障害のある男女が社会参画の機会を持ち、自立し、様々な形で充実した生活を実現できるように働きかける必要があります。

平成19年7月1日現在、つくばみらい市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は20.2%であり、今後も増加すると思われます。将来にわたり、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、平成12年4月に介護保険制度（注1）が施行されました。

介護保険制度の浸透とともに、基盤整備も充実し、介護負担の軽減が図られました。新たな課題への対応として、高齢者が主体となった真の自立支援を目的としたサービスの計画や、介護予防への取組みが必要であるとともに、「家族や地域と共に生きる」という連帯の意識を育て、お互いに思いやる地域社会を推進していくことも求められています。

市では、「つくばみらい市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を平成18年3月に策定し、高齢者の自立と生活の質の向上を図り、健やかで活力ある地域づくりに努めています。

また、障害のある人もない人も、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるノーマライゼーション社会（注2）の実現は重要な課題であり、平成19年3月には、「つくばみらい市いきいきハートプラン」を策定し、総合的な障害者施策を推進しています。

● 施策の方向

1 高齢者に対する支援体制の充実

- ◆ 高齢者が社会活動をし、生きがいを持って楽しく生活するための機会の提供と環境を整備します。
- ◆ 高齢者が男女を問わず安全で快適な社会生活を送れるよう、道路交通環境、公共的施設等のバリアフリー化（注3）を推進し、自立しやすい社会基盤を整備します。

2 障害のある人に対する支援体制の充実

- ◆ 障害のある人への自立支援を推進するため、職業能力開発の支援、就労の場の確保、相談支援体制の充実及び在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆ 障害のある人が男女を問わず安全で快適な社会生活を送れるよう、道路交通環境、公共的施設等のバリアフリー化を推進し、自立しやすい社会基盤を整備します。

3 要介護状態にならないための介護予防

- ◆ 地域の高齢者やその家族等に対して、寝たきり予防など高齢者の健康と生きがいづくりについての積極的な普及啓発を行い、介護予防・生活支援施策の充実を図ります。

(注1) 介護保険制度

老後の最大の不安要因である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に「介護保険法」が施行された。

(注2) ノーマライゼーション

障害者や高齢者等あらゆる人々が家庭・地域や職場・学校等で共に日常生活を送り、共に幸福な人生を目指して暮らす社会が当たり前の社会である、という新しい福祉の考え方を提唱する語。

(注3) バリアフリー化

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差解消など物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

II 推進体制の整備

男女共同参画社会の早期実現を図るため、市の推進体制を強化充実し、率先して取り組んでいきます。

1 市役所における組織の充実

(1) 庁内組織の強化

男女共同参画社会の実現を目指し、「つくばみらい市男女共同参画計画」をより効果的に、かつ実効性のあるものとするためには、全庁的に行政課題としての認識を持ち、総合的かつ効率的に推進することが必要です。そのため、庁内で「つくばみらい市男女共同参画推進検討委員会」や「つくばみらい市男女共同参画推進ワーキングチーム」を組織し、関係各課の一層の連携を図ります。

2 推進体制の整備

(1) 市の取組みに対する定期的な評価の実施

計画を着実に推進していくためには、関係事業の実施状況の確認や評価を定期的に行うことが必要です。そのため、市の取組み状況について市民にわかりやすい指標を設定し、その進捗状況について市民や団体で構成される「つくばみらい市男女共同参画推進委員会」において定期的に確認し、その結果を公表します。

(2) 男女共同参画を推進するための拠点機能の整備

市民や団体が常に情報収集、情報発信、情報交換を行い、自主的な取組みを活性化するために、学習や活動への支援ができる拠点機能のあり方について、検討します。

(3) 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画施策を効果的に推進していくために、定期的な市民意識調査や各種調査を実施し、市民の現状やニーズを把握するとともに、男女共同参画に関する国際的な動向、国や県の取組み、民間団体における取組みについての情報を収集し、市民に提供します。

(4) 相談窓口の設置

男女共同参画を阻害する要因により人権侵害を受けた場合の、相談窓口の整備を進めます。

3 連携の強化

(1) 市民・団体・事業所との協働

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が欠かせません。市民・団体・事業所等、つくばみらい市を支えるすべての人と行政がパートナーとして協働しながら、各施策を推進していきます。

(2) 関係機関との連携

問題解決の方策で、国や県の施策によらなければ実現できないものについては、国・県に対し積極的な働きかけをします。また、近隣自治体・関係機関等との協力体制の強化を図ります。

第3章 ●実施計画

■実施計画の重点課題

この実施計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間の前期実施計画です。あらゆる分野に関連する事業の中でも、特に次の2項目を最重点課題として掲げ、取り組んでいきます。

重点課題 1 男女共同参画推進のための基盤を整備します

- ①拠点機能のあり方を検討します。
- ②推進条例制定・宣言実施に向けて、調査研究を進めます。
- ③庁内組織の強化を図ります。
- ④相談窓口の整備を図ります。

重点課題 2 男女共同参画を市民との協働により推進します

- ①「つくばみらい市男女共同参画推進委員会」による、市の取組みに対する定期的な評価を実施します。
- ②多様な学習機会と情報を提供します。

<具体的事業の区分について>

- 継続・・・現在実施している事業を継続する
- 拡充・・・現在実施している事業を更に拡充する
- 新規・・・前期計画期間（平成20年度～平成24年度）において新たに実施する

男女共同参画計画体系表(案)

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築

主要課題1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【施策の方向1】学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
1	教育活動全体を通じた人権教育の実施	各教科の指導,学級活動,その他教育活動全体を通して,人権を尊重する意識や態度を育てる。	継続	学校教育課
2	道徳教育を通じた男女平等教育の実施	道徳や総合的学習の時間における人権教育を実施する。	継続	学校教育課
3	教職員への平等教育の徹底	男女平等観の向上を目指し,教職員の研修の充実を図る。	継続	学校教育課
4	家庭科教育の充実	家庭科教育を通して,家族や子育てについての学習を図る。	継続	学校教育課

【施策の方向2】家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
5	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し,学ぶことを通じて親同士の仲間意識を高め,交流を深める。	継続	生涯学習課
6	家庭教育学級の開催	子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催する。	継続	生涯学習課
7	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い,パートナーを尊重しあうことの大切さや家族の協力について考えるきっかけづくりをする。	拡充	健康増進課
8	男性を対象とした料理講座の開設	男性を対象とした,簡単な料理法を習得できる講座を実施する。	拡充	健康増進課 社会福祉協議会 生涯学習課

【施策の方向3】社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
9	生涯学習推進体制の充実	生涯学習推進のため,諸施策について検討し,充実を図る。	継続	生涯学習課
10	文化祭の開催	市民の自由参加のもと,市内で行われている文化活動などを通じて,生涯学習の輪を広げることを目的に開催する。	継続	生涯学習課
11	女性セミナーの充実	体験学習や講座を通じ,参加者相互の交流を図る。	新規	秘書広聴課
12	人材バンクの充実	青少年活動や料理,語学,人形劇,スポーツなど多様な指導者を登録し,利用者に応じた指導を行う。	継続	生涯学習課
13	男女共同参画推進の拠点機能の整備	男女共同参画推進のための拠点機能のあり方を検討する。	新規	秘書広聴課

主要課題2 男女共同参画の理解の促進と意識の改革

【施策の方向1】男女共同参画に関する意識啓発

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
14	男女共同参画に関する情報の提供	図書、資料、国・県・他自治体、大学等の情報の資料、ビデオ等の整備を図り、情報を提供する	新規	秘書広聴課
15	男女共同参画推進員との連携による広報・啓発活動の実施	茨城県が設置する男女共同参画推進員と連携を図り、広報・啓発活動を行う	新規	秘書広聴課
16	講演会・フォーラムの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	継続	秘書広聴課

【施策の方向2】多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
17	男女共同参画の視点に立った広報紙・ホームページ等の作成	広報つくばみらい、ホームページ上に国・県の動きや各種相談業務、女性情報などを掲載する。	新規	秘書広聴課
18	男女共同参画に関するリーフレットの作成	男女共同参画に関する情報をリーフレットにまとめ、意識啓発を図る。	新規	秘書広聴課

【施策の方向3】男女共同参画の視点に立った社会性制度・慣行の見直し

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
19	男女共同参画に関する法令等の周知	「男女共同参画社会基本法」等の周知を図る。	新規	秘書広聴課
20	男女共同参画に関する法律や制度理解のための講座の開設	男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解するための講座を解説する	新規	秘書広聴課
21	社会制度や慣行に関する調査・研究	男女共同参画の視点で社会制度や慣行について調査を行う。	新規	秘書広聴課

【施策の方向4】男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
22	男女共同参画推進条例の研究	男女共同参画社会を形成するための基礎的条件となる条例について研究・検討を行う。	新規	秘書広聴課
23	男女共同参画都市宣言の実施	つくばみらい市の気運を広く醸成するため、男女共同参画都市宣言を実施に向けて、調査・研究を行う。	新規	秘書広聴課

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【施策の方向1】ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
24	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施	ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であることを踏まえ、防止に向けて取り組むための啓発活動を行う。	新規	秘書広聴課
25	ドメスティック・バイオレンスに関する調査研究	ドメスティック・バイオレンスの実態や、暴力が子どもへもたらす影響について把握するため、関係機関による調査研究情報を収集し、提供する。	新規	秘書広聴課

【施策の方向2】セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
26	セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けたセミナー等を開催する。	新規	秘書広聴課
27	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発の実施	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底について働きかける。	新規	秘書広聴課

【施策の方向3】相談体制の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
28	男女間における暴力に関する相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等に関し、女性の人権尊重を第一に考えた相談体制を充実させる。	新規	秘書広聴課
29	人権相談の充実	人権擁護委員による相談を充実させる。	継続	社会福祉課
30	法律相談	弁護士による相談を充実させる。	継続	社会福祉協議会
31	心の健康相談	精神科医師、精神保健福祉士による人権、虐待を含めた相談及び関係機関との連携を図る。	継続	健康増進課
32	相談業務に携わる市職員研修の実施	問題解決に向けて、質の高い相談や情報を提供できるよう、相談業務に携わる市職員研修を実施する。	新規	人事課
33	関係機関とのネットワークの整備	国、県、被害者の保護にかかわる関係機関とのネットワークの整備を図る。	新規	秘書広聴課
34	被害者の住民票の交付制限	警察等で被害者に対して支援が必要と認められた場合に限り、加害者への住民票交付を制限する。	継続	市民窓口課

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

【施策の方向1】男女の人権を尊重した情報発信の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
35	人権を尊重した表現の推進に向けた啓発の推進	男女共同参画の視点に立った情報の発信について、広報つくばみらい・ホームページ等で啓発を行う。事業所等が発行する広報物に対して人権への配慮がなされるよう働きかける。	継続	秘書広聴課
36	市広報紙・出版物におけるガイドラインの作成	男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物に関するガイドラインを作成し、男女の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮する。	継続	秘書広聴課
37	市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進	市ホームページにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	継続	秘書広聴課

【施策の方向2】情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)向上の促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
38	広報紙・ホームページ等における情報活用に関する啓発の推進	広報つくばみらい等を通して、情報を活用できる能力の向上に関する理解の促進を図る。	継続	秘書広聴課
39	情報活用能力の育成と情報モラル教育の実施	インターネットをはじめとするさまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に対応できる能力育成に努める。	継続	秘書広聴課

基本目標Ⅱ あらゆる分野へ参画するための環境の整備

主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

【施策の方向1】女性の政治参画意識の向上促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
40	議会だよりによる啓発の推進	議会だよりを発行することにより、政策・方針決定の場への女性の参画意識を高める。	継続	議会事務局
41	議会傍聴の促進	定例議会の一般質問における傍聴を推進する。	拡充	議会事務局
42	審議会等の会議公開制度	審議会等の会議を公開し、市政への参画意識を高め、積極的に参加できる環境づくりに努める。	拡充	総務課

【施策の方向2】審議会・委員会への女性の積極的登用

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
43	審議会等への女性委員の登用促進	市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、すべての審議会等の女性委員構成割合30%以上を目標とし、女性の積極的登用について働きかけ、女性委員のいない審議会の解消を図る。	拡充	秘書広聴課
44	審議会等委員の公募制の導入	公募制を取り入れ、女性の積極的登用を図る。	拡充	総務課
45	女性人材バンクの開設	役職の重複を避け、幅広い分野からの女性の登用を図るため、女性の人材の発掘と情報収集をし、提供する。	新規	秘書広聴課

【施策の方向3】市・事業所・団体における女性の参画促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
46	地域活動などの方針決定の場への女性の参画促進	自治会やPTA、ボランティア活動など地域活動の組織・団体の方針決定の場への若者や女性の参画を促進するため、啓発を行う。	拡充	総務課 学校教育課 社会福祉協議会

主要課題2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

【施策の方向1】性別による固定的役割分担意識の解消

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
16再	講演会・フォーラムの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	継続	秘書広聴課
17再	男女共同参画の視点に立った広報紙・ホームページ等の作成	広報つくばみらい、ホームページ上に国・県の動きや各種相談業務、女性情報などを掲載する。	拡充	秘書広聴課
18再	男女共同参画に関するリーフレットの作成	男女共同参画に関する情報をリーフレットにまとめ、意識啓発を図る。	新規	秘書広聴課
47	各種講座の開設	各種講座等に男女共同参画の視点を導入し、男女が共に学び、協力し合う機会を提供する。	新規	生涯学習課
48	多様なライフスタイルを尊重する意識を育む啓発の推進	家庭生活や地域社会へ参画する多様なライフスタイルについての情報収集と提供を行い、意識啓発を図る。	新規	秘書広聴課

【施策の方向2】男女が共に責任を担う家庭生活の実現

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
49	家庭生活の責任分担に関する啓発の推進	男女が共に家事や育児、介護に参画することの重要性や一人ひとりの責任に基づく生活のあり方について広報・啓発を図る。	新規	秘書広聴課
8再	男性を対象とした料理講座の開設	男性を対象とした、簡単な料理法を習得できる講座を開設する。	新規	生涯学習課
7再	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめなおし、尊重しあふことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりをする。	拡充	健康増進課
5再	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	継続	生涯学習課

【施策の方向3】男女が共に参画する地域活動の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
50	社協だより等の発行による啓発の推進	地域での福祉活動等の情報提供と、意識の高揚を図る。	継続	社会福祉協議会
51	市民活動支援センターの運営・整備	市民活動の拠点となるセンターを運営・整備し、コーディネーターを育成するとともに、市民のボランティア活動等を支援する	継続	社会福祉協議会
52	ボランティア活動等に関する情報提供・相談窓口の充実	市民のボランティア活動等への参画を促進するため、情報提供・相談窓口の充実を図る。	継続	社会福祉協議会
53	ボランティア講座等の開設	ボランティア活動への参加促進と理解を図るための講座を開設する。	継続	社会福祉協議会
54	交通安全ボランティアの推進	交通安全協会や交通安全母の会等、地域住民の連携による活動を推進する。	継続	生活環境課
55	環境美化の日等の参加促進	全市民に呼びかけ、地域におけるゴミ拾いを行う。年間2回実施する。	継続	生活環境課
12再	人材バンクの充実	青少年活動や料理、語学、人形劇、スポーツなど多様な指導者を登録し、利用者に応じた指導を行う。	継続	生涯学習課
56	学校行事に参加しやすい環境の整備	学校開放、人材バンクの活用により、PTA活動等への参加がしやすい環境整備をする。	継続	学校教育課 生涯学習課

主要課題3 国際社会への参画

【施策の方向1】情報の収集と提供

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
57	海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的動向について、情報を収集し、提供する。	新規	秘書広聴課

【施策の方向2】国際理解，国際交流の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
58	国際理解教育の推進	小・中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し，国際理解教育の充実及び児童生徒の英語のコミュニケーション能力の充実を図る。	拡充	学校教育課
59	いばらき若者塾事業への支援	明日の茨城を担う青年リーダーを養成する目的とした県主催の「いばらき若者塾事業」の参加者に対し支援を行う。	継続	生涯学習課
60	国際交流推進団体等の支援・育成	市民レベルの国際交流を推進するため，また国際交流の担い手として，国際交流を進める各種団体等の支援・育成を図る。	新規	秘書広聴課
61	ハーモニーフライト事業への支援	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に，県主催の「ハーモニーフライト事業」の参加者に対し支援を図る。	新規	秘書広聴課

【施策の方向3】外国人が暮らしやすい環境づくり

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
62	外国人を対象とした日本語講座の開設	市内在住の外国人を対象に行う「日本語講座」を開設するために必要な整備を図る。	新規	生涯学習課
63	市民を対象とした外国語講座の実施	市民レベルの国際交流を推進するため，市民を対象に「外国語講座」を実施する。	継続	生涯学習課
64	外国語による情報の提供	公共施設の案内板等への外国語表記など，言葉や文化，生活慣習を異にする外国人を受け入れるための環境を整備する。	新規	秘書広聴課

基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備

主要課題1 雇用の場における男女平等の確保

【施策の方向1】 雇用の場における男女の機会均等の徹底

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
65	均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発の推進	事業者、市民に対して「男女雇用機会均等法」等の周知徹底を図る。	新規	秘書広聴課 産業政策課
66	就業状況に関する調査の実施の検討	女性労働者の就業状況を把握するため、「男女雇用機会均等法」の実施状況についての調査実施を検討する。	新規	秘書広聴課

【施策の方向2】 女性の能力発揮促進のための支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
67	能力発揮促進のための情報収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報を収集し、提供する。	新規	産業政策課
68	就業に関する情報の収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報を収集し、提供する。	新規	産業政策課
69	各種講座・セミナーの開設	女性の能力開発のための講座やセミナーを開設する。	新規	産業政策課

主要課題2 職場生活と家庭生活の両立支援

【施策の方向1】 職場における両立支援の推進と環境の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
70	「育児・介護休業法」に関する普及・啓発の推進	育児や介護を担う労働者が働き続けられるよう、男女とも取得できる「育児・介護休業法」の周知を図る。	新規	秘書広聴課 産業政策課
71	事業所等における育児・介護休業制度の導入促進	事業所に対して、育児・介護休業制度の導入の促進と、職場復帰しやすい環境づくりについての働きかけを行う。	新規	秘書広聴課 産業政策課
49再	家庭生活の責任分担に関する啓発の推進	男女が共に家事や育児、介護に参画することの重要性や一人ひとりの責任に基づく生活のあり方について広報・啓発する。	継続	秘書広聴課
72	母性健康管理に関する啓発の推進	職場における母性健康管理に関する意識啓発を行う。	継続	産業政策課 健康増進課
73	介護に関する講座の開設	介護の知識・技術習得のため、介護に関する講座を開設する。	新規	介護保険課

【施策の方向2】 子育て支援策の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
74	保育所（園）の整備	施設の老朽化に伴う改築や待機児童解消のため、保育所（園）の整備を行う。	拡充	児童福祉課
75	延長保育の充実	保育所の通常開所時間外の保育ニーズへの対応を図る。	拡充	児童福祉課
76	一時保育の充実	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり保育を充実する。	拡充	児童福祉課
77	放課後児童クラブの充実	保護者の仕事等により、放課後家庭が留守になっている児童について、専用教室と空き教室で遊びの指導や生活指導などを行う。	拡充	児童福祉課
78	放課後子どもプランの推進	放課後の子どもたちの安全な居場所づくりとして、余裕教室等を活用し、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会を提供する。	新規	生涯学習課
5 再	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	継続	生涯学習課
79	家庭児童相談	家庭における児童の健全育成を図る児童相談及び指導を行う。	継続	児童福祉課

主要課題3 多様な働き方への支援

【施策の方向1】 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
80	「パートタイム労働法」等の普及・啓発の推進	事業所に対し、短時間労働者や非正規労働者の労働条件が向上するよう「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」の普及促進を行う。	新規	秘書広聴課 産業政策課

【施策の方向2】 起業、再就職に対する支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
81	女性起業家に対する講座等の情報収集・提供	女性の起業の手助けを図るため、関係機関で開催する講座等の情報を収集・提供する。	新規	秘書広聴課 産業政策課
82	再就職に関する情報の提供	ハローワークや県、(財)21世紀職業財団と連携し、就職・再就職のための情報を収集・提供する。	新規	秘書広聴課 産業政策課
83	再就職講座の開設	結婚や出産・育児等により一旦仕事を辞め、再び働くことを目指している女性を対象に、再就職に必要な能力や意識を育成するための講座を開設する。	新規	秘書広聴課 産業政策課

【施策の方向3】 商工業・農業など自営業における働きやすい環境の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
84	女性の起業や経営参画の促進	産地直送販売などの活動を支援し、女性の起業や経営参画を促進する。	継続	農政課
85	商工会活動の推進	商工業に従事する女性の経営能力の向上や地域リーダーの育成を図るための研修等への支援を行う。	新規	産業政策課
86	家族経営協定の周知・締結促進	家族経営体の構成員の役割分担、給料制、休日労働時間等の意識啓発を図る。	新規	秘書広聴課 産業政策課

基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境の整備

主要課題1 子どもが健やかに育つ環境整備

【施策の方向1】 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
87	次世代育成支援地域行動計画の推進	安心して子育てできる環境づくりを考える計画を策定し、推進する。	継続	児童福祉課
88	地域子育て支援センターの整備	子育て家庭に対して、育児相談等の支援を行う。	新規	児童福祉課
89	子育てサポート事業の充実	市民の相互援助組織である子育てサポート事業の充実を図る。	継続	社会福祉協議会
77再	放課後児童クラブの充実	保護者の仕事等により、放課後家庭が留守になっている児童について、専用教室と空き教室で遊びの指導や生活指導などを行う。	拡充	児童福祉課
78再	放課後子どもプランの推進	放課後の子どもたちの安全な居場所づくりとして、余裕教室等を活用し、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会を提供する。	新規	生涯学習課
90	子育てホームページでの情報提供	市のホームページに子育て関連機関コーナーを立ち上げ、総合的な情報を提供する。	新規	秘書広聴課
91	子育て支援事業の充実	仲間づくりとともに、仲間との交流により自分の子育てを振りかえり、育児不安の解消を図る。	継続	健康増進課
92	青少年育成事業	キャンプを通じて友愛の心を育てる。また、社会体験学習を活かし、思いやりの心を育み健全な青少年育成に取り組む。	継続	社会福祉協議会
93	児童手当支給事業	小学校6学年終了前の子どもを養育している人を対象に、3歳未満は月額1万円、3歳以上は1人目と2人目がそれぞれ月額5千円、3人目以降は1人につき1万円を支給する。	継続	児童福祉課
94	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊産婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
95	食に関する指導	小・中学校における「食に関する指導」を推進する。	継続	学校教育課
96	親子料理教室	3歳から未就学児及び小学生の親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を行う。	継続	健康増進課
97	青少年健全育成対策の充実	青少年の健全育成に関する街頭啓発活動、自動販売機、コンビニエンスストア等に対する訪問指導を実施する。	継続	生涯学習課
74再	保育所（園）の整備	施設の老朽化に伴う改築や待機児童解消のため、保育所（園）の整備を行う。	拡充	児童福祉課
98	公共施設の施設整備	施設の更新に合わせて授乳室やベビーベッドなどの設置を図る。	新規	財政課外
99	安心して使える公園の確保	公園遊具の安全点検を進めるとともに、市民との協働による樹木等の管理を推進し、安全で使いやすい公園を確保する。	継続	農政課 都市計画課

【施策の方向2】児童虐待防止の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
100	児童虐待防止に向けた意識啓発の推進	広報紙等を通して児童虐待防止に向けた啓発を行う。	継続	児童福祉課
101	児童虐待防止ネットワーク会議の充実	関係機関との連携を図り児童虐待防止ネットワーク会議を発足させ、児童虐待防止に努める。	継続	児童福祉課
102	児童虐待の早期発見と予防体制の整備	健康相談、健診や訪問指導等の機会に児童虐待の早期発見及び防止に努める。	継続	健康増進課
103	民生委員・児童委員活動の推進	担当地域内の児童の生活・環境状態を掌握することで、地域内の児童虐待の早期発見に努める。	継続	社会福祉課
104	児童虐待等に関する相談体制の充実	家庭児童相談員や地域ケアコーディネーターによる相談や指導を行う。	継続	児童福祉課 社会福祉協議会

【施策の方向3】子どもに関する相談支援体制の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
78再	家庭児童相談	家庭における児童の健全育成を図る児童相談及び指導を行う。	継続	児童福祉課
105	子育て相談の充実	電話や窓口で相談を受けたり、保育所（園）において園庭、園舎を開放し、必要な情報や関係機関の紹介・連絡を行う。	継続	児童福祉課 健康増進課
106	乳幼児・児童・生徒の相談及び指導の充実	乳幼児・児童のあらゆる問題に対し、家庭相談員・保育士・保健師・教員の立場で相談及び指導を行う。	継続	児童福祉課 健康増進課 学校教育課
107	教育相談の実施	公民館等で相談室を設置し、教育相談を実施する（週1回）。小学校においては、担任による相談、中学校では担任による相談に加えてスクールカウンセラーを配置している。また、不登校児童への教育指導員による相談や家庭訪問を実施する。	継続	学校教育課

【施策の方向4】ひとり親家庭等に対する自立支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
147	ひとり親家庭等に対する情報提供	ひとり親家庭等に対する情報提供を行う。	継続	児童福祉課
148	母子寡婦福祉資金の貸付け	「母子及び寡婦福祉法」に基づく事業資金、就学資金などの貸付を行う。	継続	児童福祉課
149	児童扶養手当の支給	父親と生計を同じくしていない18歳未満の子どもを養育している母親又は養育者に、手当を支給する。	継続	児童福祉課
150	母子・父子福祉金の支給	義務教育終了前の子のいるひとり親家庭（母子・父子家庭）に対し、月1,500円を支給する。	継続	児童福祉課
94再	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊産婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
125再	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付と援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会

主要課題2 一生涯の健康づくり

【施策の方向1】生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
108	小・中学校における健康教育の推進	小・中学校において健康に関する問題についての正しい知識の普及啓発を図る。	継続	学校教育課

【施策の方向2】母子保健サービスの充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
109	母子保健サービスの充実	母子健康手帳の交付，マタニティキーホルダーの配布，乳幼児健康診査，新生児訪問，乳幼児訪問指導，育児相談，予防接種などを実施する。	継続	健康増進課
110	小児救急医療体制における近隣市との連携	小児救急医療輪番制により，休日・夜間の小児救急医療の充実を図る。	継続	健康増進課

【施策の方向3】心身の健康保持・増進への支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
111	健康づくりの充実	健康診査，健康教室，健康相談等の実施により，一人ひとりの健康の増進を図る。	継続	健康増進課
112	薬物乱用防止に関する啓発活動	県・保健所等からの情報を収集し，提供する。保健所が配置する薬物乱用防止指導員による，啓発活動を実施する。	継続	社会福祉課 生涯学習課
113	思春期教育の充実	保健師による思春期教育を実施し，次世代の親づくりを推進する。	継続	健康増進課
114	みんなでつくる明るい学校づくり	中学生の規範意識を高め，社会性を育てるため，「みんなでつくる明るい学校づくり報告会」への生徒，PTA，教員の参加を促進する。	継続	学校教育課
115	市民スポーツフェスティバル	誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として実施する。	継続	生涯学習課
116	スポーツ・レクリエーションへの参加促進	各種大会を開催することにより，市民相互の交流・親睦を図る。	継続	生涯学習課
117	学校体育施設開放事業	平日夜間，土・日の体育館開放（小・中学校），土・日の校庭開放（小学校）を実施し，市民が健康増進を図るための活動場所を提供する。	継続	生涯学習課

主要課題3 高齢者、障害者等に対する自立支援

【施策の方向1】 高齢者に対する支援体制の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
118	食の自立支援事業	調理が困難な高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事を提供する。	継続	社会福祉課
119	生きがい活動支援通所事業	外出機会の少ない高齢者に、仲間づくりの場を提供し、いきいきと楽しく趣味活動や日常動作訓練等の各種事業を実施し、心身機能の向上と介護予防を図る。	継続	社会福祉課
120	高齢者と子どものふれあい事業	保育所の催事等に、地域の高齢者を交え世代間相互の交流・親睦を図る。	継続	社会福祉課 児童福祉課
121	生活援助事業	清掃、洗濯、買い物、理髪や介護用品の支給など日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質の確保を図る。	継続	社会福祉課
122	高年クラブへの助成	高年クラブ運営の支援を行う。	継続	社会福祉課
123	シルバー人材センターへの助成	シルバー人材センター運営の支援を行う。	継続	社会福祉課
124	地域ケアシステム推進事業	生活する上で困難が生じた際、保健・福祉・その他必要に合わせた関係者によりチームを編成し、一人ひとりに対応する。	継続	社会福祉課
125	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付と援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会
126	通院通所交通費助成	高齢者・障害者の医学的治療又は機能回復訓練のために要する交通費の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図る。	継続	社会福祉課
127	公共施設などのバリアフリー化の推進	すべての人が社会の様々な分野に参加でき、安心して快適な生活を送ることができる「人にやさしいまち」づくりを推進する。	拡充	財政課外
128	ひとり暮らし高齢者支援	65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、隔日ごとに乳製品を提供し、併せて安否の確認をする。	継続	社会福祉協議会
129	民生委員・児童委員訪問活動の充実	担当地域内のひとり暮らし高齢者宅への訪問を通じ、生活状況を把握し、高齢者の安心・健康保持に努める。	継続	社会福祉課

【施策の方向2】 障害のある人に対する支援体制の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
130	障害者に対する各種制度の周知	積極的な広報活動により各種制度の情報を提供するほか、民生・児童委員、身体・知的障害者相談員等との連携を図るなど、各種制度の周知に努める。	継続	社会福祉課
131	地域活動支援センターへの支援事業	障害者等が有する能力及び適正に応じ、自立した社会生活を営むことができるよう活動場所の提供、交流の促進を図る。	継続	社会福祉協議会
132	精神障害者への援助	精神障害者による申請手続きについて支援を行う。	継続	社会福祉課
133	デイケアサービス	精神障害者の心のリハビリを支援する。	継続	社会福祉課 健康増進課
134	障害者デイサービス事業の促進	障害のある人に対して、入浴サービス等の援助を行う。	継続	社会福祉課
135	日中一時支援事業の促進	障害者等の日中における活動の場の確保、障害者の家族の就労支援及び休息のために障害者を一時的に預かり、介護者の負担を軽減する。	継続	社会福祉課
136	障害児ショートステイサービス	保護者の疾患等の理由で家庭において障害がある児童を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる。	継続	社会福祉課
137	障害児福祉手当等の支給	身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある障害者及び障害児に対して支給する。	継続	社会福祉課
138	重度身体障害者日常生活用具の給付	在宅の重度身体障害者に対し、浴槽等の日常生活に必要な用具を給付又は貸与する。	継続	社会福祉課
139	特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に対して支給する	継続	児童福祉課
94再	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊産婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
125再	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付と援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会
124再	地域ケアシステム推進事業	生活する上で困難が生じた際、保健・福祉・その他必要に合わせた関係者でチームを編成し、一人ひとりに対応する。	継続	社会福祉課
140	障害者団体の育成、スポーツレクリエーション活動の振興	身体に障害のある人の親睦・交流を深め、その他スポーツ等を通して社会参加を促す。	継続	社会福祉課
126再	通院通所交通費助成	高齢者・障害者の医学的治療又は機能回復訓練のために要する交通費の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図る。	継続	社会福祉課
141	障害者コミュニケーション事業の展開	聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行うことにより、社会生活上の利便と社会参加を図る。	継続	社会福祉課
142	障害児を育てる地域の支援体制整備	障害児を育てる親と不安解消のための交流の場を整備し、育児不安の軽減と相談支援を行うとともに、障害児早期発見のための医療器具の整備を行う。	新規	社会福祉課
143	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援教育を受ける児童・生徒を養育する世帯への経済的負担の軽減を図る。	継続	学校教育課
127再	公共施設などのバリアフリー化の推進	すべての人が社会の様々な分野に参加でき、安心して快適な生活を送ることができる「人にやさしいまち」づくりを推進する。	拡充	財政課外
144	重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	障害のある人が快適な生活を送るため、台所や玄関スロープ等の回収費用の一部を助成する。	継続	社会福祉課

【施策の方向3】要介護状態にならないための介護予防

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
119 再	生きがい活動支援通所事業	住み慣れた地域の各公民館等での出前サロン等で、いきいきと楽しく趣味活動や日常動作訓練等の各種事業を実施し、心身機能の向上と介護予防を図る。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
145	総合的相談支援（権利擁護）事業	住民の相談を幅広く受けつけ、制度の垣根にとらわれない支援をする。	継続	介護保険課
146	介護予防事業の推進	高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援する。	拡充	介護保険課

市職員を対象とした事業（案）

主要課題1 男女共同参画の理解の促進と意識の改革

【施策の方向1】男女共同参画に関する意識啓発

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
	男女共同参画に関する市職員研修の実施	安心して子育てできる環境づくりを考える計画を策定し、推進する。	新規	人事課

主要課題2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【施策の方向1】セクシュアル・ハラスメント防止対策推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
	セクシュアル・ハラスメントに関する市職員研修の実施	市職員に対して、セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施する。	新規	人事課

【施策の方向2】相談体制の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
	市職員向けセクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置	市職員向けのセクシュアル・ハラスメント相談員を指定する。	新規	人事課

主要課題3 政策・方針決定の場への女性の参画促進

【施策の方向1】市・事業所・団体における女性の参画促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
	市女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置するとともに、その能力に応じて管理職への積極的な登用を図る。	新規	人事課

● 關係資料

つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の実現及び発展を目指し、つくばみらい市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な調査及び審議をする。

（委員）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の定めるところによる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部秘書広聴課において処理する。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

つくばみらい市男女共同参画計画策定委員名簿

平成19年8月27日現在

役 職	氏 名	委員長 副委員長	備 考
市議会議長	廣瀬 満		
(株)常陽銀行伊奈支店長	平戸 康明		
つくばみらい市商工会女性部長	飯塚 いね		
つくばみらい市校長会会長 (小絹中学校校長)	羽田 暁		
つくばみらい市人権擁護委員	渡邊 茂男		
つくばみらい市ボランティア 連絡協議会会長	野口 昭吾		
伊奈4Hクラブ会長	小菅 健		
県男女共同参画推進員	高野 幸江		
県男女共同参画推進員	吉田 静江		
ハーモニーフライト参加者	高木 玲子		

つくばみらい市男女共同参画計画策定庁内検討委員会要綱

（設置）

第1条 本市における男女共同参画計画の策定について必要な事項を調査，研究又は協議するため，つくばみらい市男女共同参画計画策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画策定の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画計画に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は，別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には副市長を，副会長には総務部長をもって充てる。
- 4 会長は，会務を総理し，検討委員会を代表する。
- 5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第4条 検討委員会の会議は，会長が必要に応じて召集し，議長となる。

- 2 会長は，必要があると認めたときは，会議に関係職員の出席を求め，意見を聴くことができる。

（任期）

第5条 委員の任期は，つくばみらい市男女共同参画計画の策定が終了するまでとする。

（男女共同参画計画策定ワーキングチーム）

第6条 検討委員会は，必要事項を調査し研究するために，つくばみらい市男女共同参画計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設ける。

- 2 ワーキングチームの設置及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は，総務部秘書広聴課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか，検討委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成19年6月1日から施行する。

(別表)

つくばみらい市男女共同参画計画策定庁内検討委員会委員名簿

	職名	備考
1	副市長	会長
2	教育長	
3	総務部長	副会長
4	市民部長	
5	保健福祉部長	
6	産業振興部長	
7	都市建設部長	
8	教育次長	
9	議会事務局長	

つくばみらい市男女共同参画計画策定ワーキングチーム要綱

(設置)

第1条 つくばみらい市男女共同参画計画策定庁内検討委員会要綱第6条の規定に基づき、つくばみらい市男女共同参画計画策定ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) つくばみらい市男女共同参画計画の素案作成に関すること。
- (2) つくばみらい市男女共同参画計画に関する基本的方針の企画に関すること。
- (3) つくばみらい市男女共同参画計画策定に関する部内及び部間の調整に関すること。
- (4) その他つくばみらい市男女共同参画計画策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキングチームは、関係部課長が推薦した職員のうち20名以内とし、次に掲げる部会を組織する。

- (1) 第1部会(男女の人権が尊重される社会の構築に関すること)
- (2) 第2部会(あらゆる分野へ参画するための環境の整備に関すること)
- (3) 第3部会(多様な働き方を可能にする環境の整備に関すること)
- (4) 第4部会(健やかで安心できる生活環境の整備に関すること)

2 各部会には、互選による会長及び副会長を置く。

3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 ワーキングチームは、必要に応じて関係者に資料の提出、意見の聴取、説明、その他の協力を求めることができる。

(報告)

第4条 ワーキングチームは、第2条に規定する所掌事項の結果をつくばみらい市男女共同参画計画策定庁内検討委員会に報告しなければならない。

(任期)

第5条 ワーキングチームの任期は、つくばみらい市男女共同参画計画の策定が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、総務部秘書広聴課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:平成11年6月23日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

○茨城県男女共同参画推進条例

平成13年3月28日
茨城県条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条 第18条)

第3章 性別による権利侵害の禁止(第19条)

付則

前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設け

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定める

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するもの

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはな付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

策定経過

年 月	内 容
平成18年 9月	市職員を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施
平成19年 4月～5月	市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施 市男女共同参画計画策定委員会委員の一般公募を実施
8月	<p>第1男女共同参画計画策定委員会 ・委嘱状交付 ・市長より、男女共同参画計画諮問 ・茨城県職員による出前講座</p> <p>第1回男女共同参画計画庁内検討委員会 ・策定までのスケジュールについて ・茨城県職員による出前講座</p> <p>第1回男女共同参画計画ワーキングチーム全体会 ・部会の編成について ・策定までのスケジュールについて</p> <p>・委員長、副委員長選出 ・策定までのスケジュールについて</p> <p>・部会長、副部会長の選出について ・茨城県職員による出前講座</p>
9月	<p>第2回男女共同参画計画策定委員会 ・市民意識調査の結果について ・計画の構成案について</p> <p>・職員意識調査の結果について</p>
10月	ワーキングチーム各部会による計画素案の作成 ・各課の事業等確認及び調整等
11月	<p>第2回男女共同参画庁内検討委員会 ・計画素案の検討</p> <p>第3回男女共同参画計画策定委員会 ・計画素案の審議</p> <p>・各課の事業等確認及び調整等</p>
平成20年 1月～2月	男女共同参画計画素案に対するパブリックコメント募集
2月	<p>第4回男女共同参画計画策定委員会 ・パブリックコメントの募集結果について ・計画案の決定</p> <p>第3回男女共同参画庁内検討委員会 ・計画案の確認</p> <p>男女共同参画計画案の答申</p> <p>・男女共同参画計画素案に対する茨城県の意見について</p>